

官報

昭和五十六年七月三日

第九十四回 参議院會議録追録(その一)

○ 国 会 参議院會議録追録(その一)

沖繩電力株式会社の民営移行に関する質問主意書

昭和五十六年五月二十五日

参議院議長 徳永 正利殿

喜屋武眞榮

沖繩電力株式会社の民営移行に関する質問主意書

沖繩電力株式会社に關しては、昭和五十四年十二月の閣議で昭和五十六年末をめどに民営に移行することが決定され、現在その期日が刻一刻と近づいてゐる。

しかし、沖繩電力株式会社は、昭和五十六年度の推定累積赤字が百九十億円に達する赤字会社、これに加えて沖繩電力株式会社が抱えている地理的、歴史的な構造的な不利性等から、現在政府が推し進めている早期民営移行についてはとうてい県民の立場からは受け入れ難いことは、沖繩県当局を初めとする関係者のこれまでの陳情、要請等で御承知のとおりである。

この件に關しては、政府は去る昭和五十五年一月三十一日の私の質問主意書に対する同年二月二十九日の答弁書において、「政府としては、同社を民営移行するに当たつては、離島を多く抱えている沖繩の実態に配慮しつつ、諸般の措置を講じていく必要があると考えている。これらの具体的方策については、沖繩電気事業協議会における議

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

右質問する。

昭和五十六年六月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 中曾根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩電力株式会社の民営移行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩電力株式会社の民営移行に関する質問に対する答弁書

一 について

政府としては、電気事業については、効率的かつ弾力的運営を図る見地から、民営により行うことが望ましいと考えているところである。このため、沖繩電力株式会社についても、民営移行のため、存続期限の切れる昭和五十六年度末までに諸般の措置を講ずる旨昭和五十五年十二月二十九日の閣議決定した次第である。政府としては、この閣議決定にのっとり、沖繩県民の意向を十分尊重しながら所要の措置を講じて円滑な民営移行を図ることとしている。

二 について

政府としては、沖繩県における電力の安定的供給の重要性を強く認識しており、昭和五十四年十二月二十八日の昭和五十五年以降の行政改革計画(その二)の実施についての閣議決定及び昭和五十五年十二月二十九日の今後における行政改革の推進についての閣議決定に従つて諸般の措置を講ずることとしている。具体的な措置の内容については、今後検討してまいる所存である。

国営・公営の事業と金融行政に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年六月二日

参議院議長 徳永 正利殿

鈴木 一弘

国営・公営の事業と金融行政に関する質問主意書

我が国の三公社五現業及び特殊法人などの国営等の事業のあり方について、現在第二次臨時行政調査会で検討されている。

一方、国営等の事業の原資の大宗である郵便貯金についても内閣総理大臣の私的諮問機関「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」において討議されている。

これらの問題は、これからの我が国の産業及び経済の方向を左右する極めて重要な課題である。よつて以下の諸点について質問する。

一 国営・公営の事業のあり方について

(1) 憲法をはじめ、現行法の制定に当たつては、国等が行う国営・公営の事業は公共の福祉及び国民生活の安定・充実に目的として営まれている。

したがつて、国営・公営の事業は、民営事業を補完すると共に、その時々々の政策目的を遂行すべきものであり、国営・公営の事業が民営事業と競合し、あるいは圧迫する等の問題は本来生じるものではないというのが現行法制定の前提であると思ふがどうか。

(2) 我が国経済の高度成長の過程において国営・公営の事業の規模は著しく拡大し、また事業分野も多方面にわたるに至つてゐる。

今日この国営・公営事業について財政再建という視点からの見直しは、国民的な要請となつてゐるが、その視点だけでなく我が国の産業・経済全般の今後の展望の上に立つて

昭和五十六年七月三日 参議院会議録(その一) 質問主意書及び答弁書

二

国営・公営の事業と民営事業の關係及びそのあり方について明確にすべきである。

このための法的措置も講ずる必要があるという意見もあるがどうか。

(3) 第二次臨時行政調査会及び金融の分野における官業のあり方に関する懇談会から、それぞれ夏頃答申が出される予定だが、この答申を受ける政府の基本的姿勢を示されたい。

(4) 日本輸出入銀行法第二十四条と日本開発銀行法第二十二条のいずれにも「金融機関との競争禁止」の規定が設けられている。

この規定は、金融の事業分野において国営・公営事業のあり方の基本的な考え方を示しているものと思うがどうか。

二 郵便貯金の実態について

(1) 郵政省の説明によると、郵便貯金の特性は個人性と小口性であるとし、国民の零細な貯金より成るものであるとしている。

しかし、郵便貯金については巨額の資金を預入限度内で分散して預けるなど、悪用していた事例が数多く報道されており、さらにこれらは氷山の一角であるという見方もある。このことから見て、郵便貯金法第十条の預入限度額管理の実効性について疑問を持たざるを得ない。

そこで郵便貯金法第十一条第一項の制限額超過の際の預金者への通知件数と金額、また同条第二項の預金者の減額実行件数及び金額、更に同条第三項の預金者が減額しないため国債を購入した件数及び金額について、それぞれ過去五年間の年度別の計数を明らかにされたい。

(2) 郵政省は、毎年郵便貯金の限度額超過件数を報告しているが、税務当局はこの年間二万件以上の限度額超過件数に対しどのようにこれを把握し、処理しているかを示されたい。また所得税法施行令第十八条第一項には郵便貯金の限度額超過分への利子に課税すること

とが規定されているが、過去五年間の年度別にみた同規定の適用件数及び課税金額を示されたい。

三 郵便貯金運営上の現行制度について

郵便貯金は国営事業であるため、民間金融機関に比べて特別有利な制度が存在している。以下例示する次の通りである。

第一に所得税法第九条で郵便貯金は、非課税の扱いを受けており、そのための税務署への申告書提出の義務はない。

これに対して銀行等の預金の場合は、いわゆるマル優の扱いを受けるためには所得税法第十条により非課税扱いの申告書を税務署へ提出する義務が課せられている。

第二に、少額貯蓄の非課税扱いについて最も重要な点は、本人確認が適切に行われているかどうかであるが、郵便貯金では現行法上、その規定はあるものの具体的な方法については明示されていない。

これに対して銀行等の預金の場合は所得税法施行令第四十六条に、本人の住民票、国民健康保険の被保険者証、あるいは国民年金手帳等の提示による本人確認を義務づけている。

第三に、名寄せについては、郵便貯金は郵政省内部での名寄せであるが、銀行等の預金は制度上から実質的に税務署で名寄せが行われている。

第四に、預貯金の非課税限度額超過分の利子に対する課税について郵便貯金は、所得税法施行令第十八条の規定により、故意又は重大な過失により限度額を超過した際その超過部分に係る利子のみに課税する。

これに対して銀行等の預金の場合は限度額を超過すればその超過分を含めた預貯金の全額の利子に対して課税される。

第五に、利子を元金に加えた場合の非課税限度額の管理について郵便貯金の定額貯金を見る

その後、半年ごとに利子が元金に加えられ三百万円を超過しても課税されない。

これに対して、銀行等の定期預金では利子加算後の元金が三百万円を超過したら非課税扱いとならない。

第六に、郵便貯金は十年間預入れができ、この間、金利は固定されることがたまえとなつており、預入期間内において金利が引き上げられた場合、高い金利に預け替えされる。

これに対して銀行等の預金は今回導入される告知定期預金においても預入期間は三年である。

以上の点から見て、今後経済の活力と秩序を損なわないために、この郵便貯金有利の制度を改めるべきであるという意見も多いが右にあげた六項目の諸点についての対応策をそれぞれ明確に示されたい。

四 郵便貯金特別会計について

(1) 郵便貯金は、銀行等のコストとなる法人税等の負担はない。

したがって郵便貯金特別会計は本来黒字であつて然るべきであるにもかかわらず、現状は巨額の累積赤字を計上しており、この先の見通しも決して明るくない。

今後、昭和五十九年度までの年度別見通しを明らかにされたい。

(2) 郵便貯金を担当する外務員の募集手当は、毎年度相当大きな金額が支出されているにもかかわらず予算では明示されていない。

ここ五年間の募集手当の予算額と決算額を示されたい。更に外務員の募集手当の今後のあり方についても示されたい。

五 グリーンカード制実施について

(1) 現行税制度の不公平は正の一環として昨年、グリーンカード制の実施(昭和五十九年より)が決まつているが、最近この見直しの議論が盛んであることが伝えられている。

グリーンカード制を適正に実施し不公平税

制は正をするべきであるが政府の決意を示されたい。

(2) この制度を実施するに当たり、現在の預貯金等の非課税限度額の引き上げをすべきであるとの意見もあるが、それに対する政府の見解を示されたい。

(3) 昨年このグリーンカード制について、大蔵・郵政両省の話し合いで昭和五十八年以前の預入分も含めてグリーン番号制による名寄せを行うことで合意した。

しかし、郵政当局のこれまで進めてきた、郵貯オンラインシステムではグリーン番号制による名寄せは困難であるとの見解もある。大蔵・郵政の合意による名寄せが可能となる具体的な方策があれば示されたい。

(4) 預貯金の名寄せは、本人確認をしなければ実効がない。

この本人確認について郵便貯金は、昭和五十九年一月一日以降の払い戻しの際に行うというところであるが、郵便貯金の大部分を占める定額貯金の預入期間は十年間である。

つまり場合によつては十年間近くも本人確認が出来ないことになり問題であるゆえ対策を講じるべきであると思うが、見解を示されたい。

右質問する。

昭和五十六年七月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員鈴木一弘君提出国営・公営の事業と金融行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出国営・公営の事業と金融行政に関する質問に対する答弁書一について

(1) 国又は地方公共団体が直接又は間接に経営

する諸事業は、各種の政策目的の下に、公共・公益的機能を付与されているものである。これら事業の中には、当該事業の性格上独占的に経営されているもの、民間の活動を補充する機能を営むことによつて所定の目的を達することが予定されているとみられるもの等各種のものが含まれていてと考えられるが、いずれにせよ、国又は地方公共団体の経営する事業と民営事業との関係については、当該事業分野の特徴や個々の事業体の具体的性格を踏まえつつ、それぞれの公共性、公益性の程度や、経済的、社会的背景事情のいかんにより、最もふさわしい姿にその在り方を位置づけるべき問題であると考ええる。

(2) 新たな時代に即応した簡素にして効率的な行政を実現するためには、高度成長期に拡大してきた行政の制度、運営の見直しを行うとともに、行政と民間との関係の在り方を見直し、その改革、合理化を図る必要がある。政府は、臨時行政調査会において、一九八〇年代以降を展望した中・長期的観点から行政の基本的在り方を審議願うこととしており、いわゆる官業と民業との役割分担等の問題についても、行政の役割に関する基本的見直しの一環として検討いただけることとなつていて、当面、同調査会の審議の動向にも着目しつつ、行政と民間との役割分担等に関する検討を進めてまいることとしたい。

(3) 金融の分野における官業の在り方に関する懇談会の検討結果については、政府として、これを尊重してまいる所存である。また、臨時行政調査会の意見又は答申については、臨時行政調査会設置法において、政府としての尊重義務が課されており、今後、同調査会からの意見等があれば、政府としては、これを尊重し、その具体化に努めていく方針である。

(4) 政府関係金融機関の行方融資の目的は、民間金融を補充することであり、このことは、

機関の各法律における目的規定の中でそれぞれ規定されている。

日本輸出入銀行、日本開発銀行においても、それぞれ法律第一条においてこの趣旨がうたわれているが、両銀行についてこれを更に明確にするため、日本輸出入銀行法第二十条、日本開発銀行法第二十二條に「、、、銀行、その他の金融機関と競争してはならない。」旨、規定したものと考えられる。

二について

(1) 郵便貯金の名寄せについては、オンライン化が終つた地域から順次コンピュータによる名寄せに切り替えて、正確、迅速かつ効率的な名寄せを行つていく。

また、昭和五十九年からは、少額貯蓄等利用者カードにより本人確認及び名寄せを実施することとなるので、これにより一層限度額管理が徹底するものと考えている。

過去五年間において、貯金総額が預入限度額を超えているため、減額の通知をしたものは、次のとおりであるが、これらはいずれも減額済みであり、国債購入に至つた例はない。

減額措置状況

(年 度)	(預入限度額) (超過件数)	(預入限度) (超過金額)
昭和五十四年度	三、二〇件	三、五億円
昭和五十五年度	二、五〇件	三、五億円
昭和五十六年度	一、九〇件	三、三億円
昭和五十七年度	二、〇〇件	三、三億円
昭和五十八年度	二、〇八件	三、三億円

(2) 御指摘の限度額超過件数に係る事例については、郵政省から連絡を受けていないので、国税庁においては、その内容を承知していない。

また、税務調査等において限度額を超過した郵便貯金の利子を把握した場合には、適正な課税処理をしている。その全体的な計数は

取りまとめていない。

三について

第一の点については、郵便貯金は、法律上預入限度額が設けられており、非課税貯蓄申告書の提出を要しないこととされているものであるが、少額預金の利子所得等の非課税制度は、上記のような制限のない民間金融機関の預貯金等について、一人元本三百万円までの範囲内（非課税限度）でその利子所得等を非課税とするものである。その非課税限度の利用を明らかにするため非課税貯蓄申告書の提出が求められているものである。

第二の点については、郵便貯金においては、従来から郵政大臣の訓令により、預入の際、運転免許証、国民健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の確認資料の提示を求める等により本人確認を行うことを義務付け、少額預金の利子所得等の非課税制度と同様に対処しているところである。

なお、昭和五十九年以降は、少額貯蓄等利用者カード制度の実施により、郵便貯金においても預入の際、少額貯蓄等利用者カードの提示を求めて本人確認を行うことになつていく。

第三の点については、郵便貯金の預入限度額の管理については、郵便貯金法の規定に基づき、郵政省が実施しているものである。

また、少額預金の利子所得等の非課税制度においては、非課税対象となる預貯金等の元本が申告されている非課税限度の範囲内であるかどうかの管理は、各金融機関等の営業所で実施されている。

第四の点については、郵便貯金と民間金融機関の預貯金等との制度上の差異等にも配慮しながら引き続き検討する。

第五の点については、定額郵便貯金と民間金融機関の一般の定期預金との付利の方法の違いによるものである。定額郵便貯金と同様の付利の方法による期日指定定期預金については、定

額郵便貯金と同様の扱いがなされており、指摘されているような税制面での差異はない。

第六の点については、定額郵便貯金について、「御指摘のような商品性により、郵便貯金特別会計の支払利率が下方硬直的なものとなり、ひいては政府関係機関等の資金調達コストの上昇を通じて財政負担が増大する等のおそれがあり、国民経済的観点から商品性の見直しが必要である。」という考え方と、「国民大衆に広く利用されている貯蓄手段であり、郵便貯金事業の経営努力により提供されているものである。預金者にとつて不利益となるような見直しは行ふべきでなく、今後ともその改善に努めるべきである。」という考え方があって、今後の在り方については、郵便貯金法の趣旨も踏まえ、望ましい姿について検討すべきものと考ええる。

四について

(1) 郵便貯金特別会計は、昭和五十三年度末で約二千八百億円の累積赤字を抱えていたが、昭和五十四年度から黒字基調に転じ、昭和五十四年度には単年度で約九百億円の黒字が生じ、また、昭和五十五年度は、単年度で約二千億円の黒字が見込まれることから、昭和五十五年度末には累積赤字も解消して約百億円の剰余金が生じる予定である。

昭和五十六年度は単年度で若干の赤字となる見込みであるが、その後については、最近のように金融経済の変動が著しい中で、確たる見通しを得ることは困難であるものの、今後とも郵便貯金特別会計の収支の健全性を確保すべく努力してまいりたい。

(2) 募集手当てに係る予算は、郵政事業特別会計予算の（項）業務費の為替貯金業務運営に必要な経費のうち（目）職員諸手当の中に計上されている。

最近五箇年間に於ける募集手当ての予算額及び決算額は次のとおりである。

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

(年 度) (予算額) (決算額)

昭和五十二年	百万円	百万円
昭和五十三年	四、三六	三、三三
昭和五十四年	四、五八	三、〇五
昭和五十五年	四、六五	三、二五
昭和五十六年	四、一七	
昭和五十七年	三、七九	

募集手当は、永年にわたり、事業運営の円滑化を図る観点から、郵便貯金の契約を成立させたときや、募集成績の向上に貢献したときを支給してきているものである。

一方、国の経費については、従来から効率的な使用を図るよう常に見直しを行つてきているところであり、募集手当についても、このような観点から、他の経費と同様に今後とも配意していくこととする。

五について

(1) 利子、配当所得等の総合課税と少額貯蓄等利用者カード制度は、既に法律において昭和五十九年から実施することとされており、これを確実に実施する。

(2) 少額預金の利子所得等の非課税制度等の現行の非課税限度額については、本制度の利用状況及び国民の平均的な貯蓄残高の水準等の現状からみて妥当なものと考える。

(3) 郵便貯金の預入限度額管理については、昭和五十八年以前の預入分を含めて、少額貯蓄等利用者カードの交付番号により行うことが大蔵省及び郵政省の両省で合意されているところであり、郵貯オンラインシステムの下で確実に実施されることになる。

(4) 郵便貯金の本人確認については、これまで本人であることの確認資料の提示を求める等として、架空名義による預入の防止に努めている。

また、昭和五十八年以前の預入分については、昨年の大蔵省及び郵政省両省での合意により、昭和五十九年以降預入のものと合わせ

て少額貯蓄等利用者カードの交付番号により名寄せを行うとともに、払戻しの際、本人確認を行い、架空名義等のものについては、国税庁へ通知することとなっている。

昭和五十五年「農業の動向に関する年次報告」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年六月四日 喜屋武眞榮 参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年「農業の動向に関する年次報告」に関する質問主意書

政府は本年三月、農業基本法第六条第一項の規定に基づき表記の報告(以下「農業白書」という)を国会に提出した。以下この農業白書で指摘された農業及び農政に関する事項について質問する。

一 既往の農業法農政二十年の評価について

(1) 農業白書は、その三頁に、「農工間の比較生産性は大幅な是正をみるに至らなかった」が、「主として農外所得の増大により農工間の生活水準の均衡が達成されることとなつた」としている。これに対し、農業基本法は、農政の目標を、その第一条で農業の生産性の向上と農業従事者その他産業従事者との所得の均衡の二点と規定しており、さらに前文後段の規定で明らかになく、所得の均衡は、生産性の向上を通じて達成すべきものとしている。したがつて、

(4) 農政の目標は所得の均衡しか達成されず、しかもそれは生産性の向上を通じて達成されたのではなく、主として農外所得に依存して達成したのであるから、日本農業はゆがんだ形で伸びたとみざるをえない。この点についての具体的な政府の見解を明

らかにされたい。

(4) 日本農業が今日のように問題をかかえていることについては、その理由が問われなければならぬ。特に過去二十年間の農業法農政が何に寄与し、何に寄与しなかったかを明らかにすべきである。この点の見解を(4)にあわせて示されたい。

(2) 農業白書は、農業の労働生産性は農業としては国際的にみて高い水準で伸びたとしている。もつとも昭和五十年代以降の安定成長期に入つてからはそれ以前にくらべその伸びはほぼ半減している。高度成長期の農業の労働生産性の伸びが高かつた理由は、規模拡大、機械化、省力的効率的な作業仕組みの開発普及などの積極的な対応による面も少なくないが、非効率な零細経営の脱落や作業の省略ないし簡略化などの消極的な対応による面も大きいと考えられる。その意味では、わが国農業の労働生産性の伸びは実質的には見掛けほど高くなかつたといえよう。また、施設型農業と土地利用型農業とはこの面の差も大きいであろう。私は今後消極的な対応の余地がせばまり、それだけに積極的な対応を助長する必要性が高まると考えている。そのためには農業経営の規模拡大と効率化及び今後不足基調が継続しあるいは増大する飼料用、油脂用、加工用農産物等の生産振興に必要な諸措置を効率的、体系的かつ強力に推進すべきである。この点について政府の見解を明らかにされたい。

(3) 農業基本法は、農業白書の論調に比べると、食糧の備蓄の規定がなく、食品産業に関する視点や価格のもつ需給調節機能重視についての規定がきわめて不鮮明であるなど、総じていえば国民経済ないし国民生活全体からみた農政のあり方についての方向付けが不十分である。それ故、国民的合意のもとに正しい農政を強力に推進するため、この際、農業

基本法を根本的に再検討すべきであると考えられる。この点について政府の見解を明らかにされたい。

二 農産物価格政策について

農産物価格政策については、農業基本法は価格の所得機能重視した規定をしており、昭和五十年の「総合食糧政策の展開」では価格の需給調節機能を強調している。このように、価格政策が場当たり的では農業者も消費者も戸惑わざるをえない。この際、政府は価格が持つ三つの機能をどのような基準で調整する方針であるのか明らかにされたい。

昭和五十六年六月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸 参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出昭和五十五年「農業の動向に関する年次報告」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出昭和五十五年「農業の動向に関する年次報告」に関する質問に対する答弁書

一について (1) 農業基本法制定以降の農政の成果については、「昭和五十五年農業の動向に関する年次報告」において詳述したところであるが、これを概括すると、米の供給過剰、農地価格の高騰等による土地利用型農業部門での経営規模拡大の停滞等の問題はあるものの、増大する食料需要に対応して農業生産の選択的拡大が進み、生産性を高めつつ、国民の基本食料の大部分を供給するとともに、農業従事者その他産業従事者との生活水準の均衡が達成されたと考えている。

なお、生活水準の均衡は、農業の生産性の

向上と農外就業機会の増大による兼業所得の増大により達成されたものであるが、農外就業機会の増大を図ることは、農業基本法においても予定されているところである。

(2) 経営規模拡大等による生産性の向上を図りつつ、需要の動向に応じた農業生産の再編成を図ることは、今後の農政の重要課題である。

このため、農用地利用増進法等を活用して農用地の利用権等の集積による中核農家の規模拡大等を推進するとともに、国内で生産可能な農産物は極力国内生産により賄うことを基本としつつ、品目ごとに食生活面及び農業生産面での重要度その他の諸条件を考慮して、需要の動向に見合った生産の振興を図ることとし、農業生産基盤の整備、農業技術の向上及び普及、農業近代化施設の導入等各般の施策を推進しているところである。

(3) 農業基本法は、農業生産の選択的拡大、生産性の向上、農業構造の改善、流通の合理化、加工の増進、農産物の価格の安定等農産物の生産から消費に至るまでの各分野にわたって農政の基本方向を明らかにしたものであるが、この農政の基本方向は、国民食糧その他の農産物の供給等国民経済の発展及び国民生活の安定のために果たすべき農業の使命を踏まえて、規定されたものである。

政府としては、今後ともこのような同法の趣旨に沿い、食生活、農業生産等の動向を踏まえて、幅広く各般の施策の推進を図っていく方針であり、同法を改正する考えはない。

二について

農産物価格政策については、昭和五十五年十月農政審議会から答申された「八十年代の農政の基本方向」において、今後とも価格変動防止をその最も基本的な機能として運用していくこと、需要の動向に応じた農業生産の再編成に資するため価格のもつ需給調整機能を重視した運用を行っていくこと、農業所得の確保については構造政策及び生産政策の積極的な推進による生産性の向上を図ることが基本的に重要であり、価格政策において農業所得の確保を図る場合には、中核農家に焦点を合わせていくことを長期的な目標としていくこと等の指摘がなされたところであり、関係施策との有機的な関連に配慮しつつ、農産物価格政策の適切な運用に努めてまいりたい。

教科書問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年六月五日

参議院議長 徳永 正利殿
喜屋武眞榮

教科書問題に関する質問主意書

昨今、マスコミ等を通じて、「教科書問題」に関する議論が活発化し、教科書問題に関心を持つ多くの国民の注目を集めている。

今日の「教科書問題」は、教科書に対する一部政、財界からの不満、いわゆる「偏向教科書」との批判があり、つまり「愛国心や国を守る気概等についての記述がない、もしくは少ない。自衛隊違憲論は削れ、原発は安全だ」等々の教科書攻撃に端を発し、自民党教科書問題小委員会が、①現行の教科書採択制度を都道府県単位に拡大する

②検定にあたる教科書調査官を増員する ③検定基準、規則の徹底を図る ④学習指導要領の見直し ⑤広域採択制や教科書の発行に関する現行法を一本化して新たに法律を制定する等の五項目からなる改革案をまとめた報道されている。

わが国の教育の根本理念は教育基本法の前文に「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」と宣言されており、

それに関連して、同法第十条第一項で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである」と定めている。また、教科書検定の審査については、「教科書の誤記、誤植その他の客観的な誤り、教科書についての技術的事項および教科書内容が教育課程の大綱の基準内にあるかの諸点にとどめるべきであつて、その限度を超えて、教科書の記述内容の当否にまで及ぶときは、検定は教育基本法第十条に違反する」という裁判所の判断(東京地判昭四五・七・一七)もある。

よつて、現在、国民の注目を集めている、この「教科書問題」に対し、以下の点について政府の見解を承りたい。

一 教科書批判の形で「戦後教育の見直し」が論じられ、特に「民主教育」、「平和教育」への批判が行われているが、この事に対し政府はいかなる見解と対応策を持つているか。

二 偏向教科書問題が論じられているが、何をもつて「偏向」といわれていると政府は考えるか、そして、そのような批判に対して、どのように対処していくつもりであるか承りたい。

三 検定制度の強化は、教科書の国定化につながると思われるが、現行の教科書検定制度についての見解と今後の方針について承りたい。

四 採択制の広域化は、教科書選定から現場の教師を引き離す「準国定化」などの批判があるが、現行の教科書採択制度についての見解と今後の方針について承りたい。

五 「学習指導要領」の改善が論じられているが、これについての見解を承りたい。

六 「財政再建」の立場からの教科書有償化の動きがみられるが、この件に関する政府の見解を承りたい。

右質問する。

昭和五十六年六月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 中曾根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出教科書問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出教科書問題に関する質問に対する答弁書

一について
学校教育は、教育基本法に定める教育の目的及び学校教育法に定める学校の目的、学校教育の目標に沿つて実施されるべきものである。

二について
教科書の内容について種々の意見があるが、このことは、教科書が学校教育における主たる教材として重要な役割を果たしており、その内容は常に改善が図られていくことが期待されているからであると考えられる。政府としては、教科書の内容についての意見は参考として、教科書検定制を通じて、教科書の改善に努めてまいりたい。

三について
教科書検定制は、教科書の著作を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫を期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することを趣旨とするものである。政府としては、今後とも、教科書検定制を通じて、教科書の改善に努めてまいりたい。

四について
義務教育諸学校の教科書採択制度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、学校教育における主たる教材として最も適切な教科書が採択されることを目的として設けられているものである。この目的に沿つて、教科書採択制度の改善について常に研究を行つてまいりたい。

昭和五十六年七月三日 参議院會議録(その一) 質問主意書及び答弁書

五について

学習指導要領の改善のための検討は常に行つていくべきものであり、今後とも、必要な検討を行つてまいりたい。

六について
義務教育教科書無償給与制度については、昭和五十六年度においても実施しているところである。

なお、今後の取扱いについては現在検討を進めているところである。

中小企業倒産防止対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年六月六日

佐藤 昭夫 市川 正一

参議院議長 徳永 正利殿

中小企業倒産防止対策に関する質問主意書
工業出荷額の五十三パーセント、小売販売額の八十パーセントを占めるわが国の中小企業は、昨年度の倒産が一万八千二百件以上の戦後最高を記録したことも明らかなように、いま戦後最悪の経営困難と倒産の危機に直面している。この中小企業の経営危機打開なしに、日本経済の本当の立て直しはできない。

さて、中小企業倒産防止共済法に基づいて政府が全額出資する中小企業事業団によつて「中小企業倒産防止共済制度」が運営されている。同制度のスタート当初は伸び悩んでいたが、倒産件数の増勢につれて加入が増え、最近では大幅な加入増加を示している。

同制度には、企業組合(中小企業等協同組合法に基づく組合)も利用できるよになつてきている。ところが、多数の事業者で構成されている、企業組合の場合は、一企業としてしか扱われず、複数加入できないため、一事業所が共済金の貸付け

を受ける権利が消滅し、他の事業所はその後、一切利用できないという問題が生じている。このため、異業種多数事業型のいわゆる総合企業組合では、加入の希望があつても利用できないのが実状である。事実、総合企業組合の多い京都府では、同制度が企業組合に、ほとんど利用されていない。

京都府下の企業組合では、組合数で二十九パーセント、営業所数で八十六パーセントを総合企業組合が占めている(昭和五十三年十二月末現在、いずれも休眠組合を除く)。ちなみに、京都府下の企業組合でもつとも大きい(事業所数の多い)組合は、三百一十一事業所をかかえているが、その業種は多様で、清水焼の製造業、問屋、畳屋、人形製造、建築業、木工製造などとなつていて、二番目に大きい組合も、二百五十一事業所で多数の業種が参加しており、西陣織関係事業所が半分以上を占めている。他に友禅、建築、袋物などの業種が参加している。特に西陣関係では手形のサイトが百八十〜二百十と長く、共済制度を利用したいとの要望は切実である。

総合企業組合は、京都のみならず、岐阜、愛知、大阪、福岡、東京等にもみられる。

一般に、規模の過小性、技術の低さ、信用力の弱さなどによつて不利な立場に立たされている場合の多い中小企業が、相寄り、相集まつて組織化することによつて、自らを守り高めることを助けるのが国策である。しかるに、組織化すればするほど、中小企業を守る共済制度を利用できなくなるというのは全く矛盾である。

中小企業倒産防止共済制度を利用したいとの希望が高まっている今日、現実には即した改善を行ない、企業組合でも利用できるよになすべきである。

そこで、以下、質問する。

一 企業組合が中小企業倒産防止共済制度を利用しようとする場合は、事業所ごとに加入できるようにするか、事業所数に比例して加入口数

増加できるように改善すべきと思うがどうか。

二 すでに中小企業倒産防止共済制度に加入している業者が、新しく企業組合に加わる場合、従前の企業は解消した形になるため、共済は継続されなくなる。このため組合加入を躊躇する業者もある。また、企業組合から脱退した業者が共済に加入しようとしても、引き続き一年以上事業を行なっている者」との資格規定により、一年間は加入できないという不利な立場にたたされる。これらの不都合を救済する特例的な措置を講ずるべきと思うがどうか。

昭和五十六年六月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員佐藤昭夫君外一名提出中小企業倒産防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤昭夫君外一名提出中小企業倒産防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その提出する資金を利用して中小企業の連鎖倒産等を防止するための制度である。このため、できる限り多くの中小企業者が本制度を公平かつ有効に利用できるよう、中小企業者の負担能力、取引先の倒産により発生する売掛金債権等の回収困難額等を勘案の上、一中小企業者当たりの掛金の限度を設けている。したがつて、企業組合について、御質問のような事業所ごとの加入や事業所数に比例した加入口数の増加を認めることは適当でない。

二について

1 既に中小企業倒産防止共済制度に加入している中小企業者(以下「共済契約者」という。)

六

が、その事業の全部を企業組合に譲り渡してその企業組合に加入する場合、その企業組合は、中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号。以下「法」という。)第十二条第一項の規定により、その共済契約者の有していた地位を承継することができ。ただし、一について述べた理由から、法第十二条第三項において、その企業組合の掛金月額

2 中小企業倒産防止共済制度は、加入資格者を引き続き一年以上事業を行つている中小企業者として事業を継続し、したがつて、今後とも中小企業者として事業を継続すると見込まれる者のみ加入資格を認めるとの趣旨に基づくものである。企業組合から脱退して新たに事業を行おうとする者は、脱退後中小企業者として事業を継続していくかどうか明確でないため、これについて特例的な措置を講ずることは適当でない。

核兵器の持ち込みの疑惑に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年六月六日

参議院議長 徳永 正利殿

黒柳 明

核兵器の持ち込みの疑惑に関する質問主意書
我が国へ核兵器が、国民の知らないうちに持ち込まれているのではないかと不安と疑念は、数次の関係委員会での政府の弁明にも拘らず依然として、根強いものがある。そこで以下四点にわたり質問して、政府の答弁を求める。

一 参議院外務委員会、内閣委員会、安全保障特別委員会連合審査会において「基地立入調査は

検討する」との答弁があつたが、翌日の衆議院外務委員会で「基地立入調査は出来ない」との答弁もあり、野党よりの具体的な資料を提出されても立入調査をしないということか。かつて沖縄返還時にメースB基地に関して防衛庁の幹部が立入調査をした例があるが、これは特例なのかどうか。

二 最近政府自民党内でも非核三原則の見直しの議論が出てきている。非核三原則については、政府は永久不変の国是として、いかなる情勢の変化に対しても堅持するのかどうか。

三 新聞報道によれば一九五九年から一九六六年の数年間にわたり、岩国沖に停泊していた米國LSTに核兵器が積載されていたとのことであり、その件についてエルズバーク氏は公式記録にもとづいて証言したとのことである。政府はこの件について公式文書の存否を含め確認すべきではないか。

四 ミッドウェーの横須賀寄港の際は、フィリピンに立ち寄つて、その際核兵器はおろしにくるとの米兵の話が伝わっている。ミッドウェーは過去六十三回の横須賀寄港は、フィリピン立ち寄りという関係になつていないか調査して明らかにされたい。

昭和五十六年六月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長

徳永 正利殿

参議院議員黒柳明君提出核兵器の持ち込みの疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出核兵器の持ち込みの疑惑に関する質問に対する答弁書

去る六月一日の参議院外務委員会、内閣委員会、安全保障特別委員会連合審査会において、

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その一)

政府が米軍の施設・区域の視察を検討する旨述べたのは、米側の同意を前提としたものである。

外国軍隊の駐留を認めている場合、受入国としては、派遣国又は当該軍隊の同意がある場合は別として、立入検査を行うことができないのは一般国際法上の原則である。在日米軍についても、地位協定第三条に明規されているとおり、米国は施設・区域につき警護・管理などのため必要なすべての措置を執ることが出来るものとされており、一般的に立入りの許可を含めて施設・区域の管理を行う権限を有することが明らかにされている。政府が去る六月三日の衆議院外務委員会において「立入検査はできない」と述べたのは、かかる意味においてである。

メースB基地については、施政権返還前の沖縄において、メースB基地の存在が事実として確認されていたため、施政権の返還に際し、政府職員が、米側の同意を得た上で念のためその撤去の確認を行ったものである。

二については、政府は、非核三原則を国是として堅持するとの方針を今後とも貫く所存である。

三については

岩国沖に停泊していたLSTに核兵器が積載されていたとの発言は、伝聞、記憶に基づくものであると承知しており、このような発言について政府として調査することは考えていない。

四については

米軍は、その艦船の一々の行動については明らかにしないことを原則としており、政府としては、御指摘の件につき調査する考えはない。

審査報告書

放送大学学園法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日
文教委員長 降矢 敬義
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案については、第九十三回国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

審査報告書

危険な山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

商工委員長 金丸 三郎

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案については、第九十三回国会開会中趣旨説明を聴取した。また、開会中及び閉会後において資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

経過の概要を添えて報告する。
昭和五十五年十二月二十日
決算委員長 野田 哲
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中及び同国会閉会中において、表記の件に関し、政府当局及び参考人の出席を求め、皇室費、国会、会計検査院、大蔵省、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、農林省、農林漁業金融公庫、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、厚生省、環境庁、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、建設省、国土庁、北海道開発庁、住宅金融公庫、北海道東北開発公庫、労働省、文部省、科学技術庁、郵政省及び日本電信電話公社の決算について審査を行ったほか、委員派遣を行い、また鋭意資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、国家公務員の給与改定に関する件、沈没船アドミラル・ナヒーモフ号の所有権に関する件、行政改革に関する件、雇用における男女差別の撤廃に関する件及び北方領土返還問題に関する件について宮澤内閣官房長官、中山総理府総務長官、中曽根行政官庁長官、政府委員、総理府、外務省、大蔵省及び

昭和五十六年七月三日 参議院会議録(その二) 調査報告書(継続事件)

海上保安庁当局に対し質疑を行った。
閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

地方行政委員長 亀長 友義

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第九十三回国会開会中において、左記事項に関し、石破国務大臣及び関係府当局に対し質疑を行い、同国会閉会後においては、川治プリンスホテル火災の実情調査のため、栃木県へ委員派遣を行ったが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

記

一、選挙制度の改革問題に関する件

一、地方行政に関する件
一、消防、川治プリンスホテルの火災、防火管理に関する件

一、警察行政、犯罪被害者に対する見舞金、校内暴力問題、暴走族の取締り、暴力団問題に関する件
一、冷害に伴う地方税の減免措置等に関する件

一、都市交通問題、第三セクターによる鉄道経営に関する件
一、竹島の現況問題に関する件

一、空き家の回収問題に関する件
一、電源開発立地問題に関する件
一、アオギスの保存に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、金大中事件、富士見産婦人科病院事件、憲法に関する問題、商法、刑法、少年法及び監獄法の改正作業の現状、安川元簡易裁判所判事事件、公安調査局職員の調査活動に関する問題等に関し、奥野法務大臣、浅野参議院法制局長、大井衆議院法制局長、政府委員及び関係府局並びに最高裁判所当局に対し質疑を行った。

また、同国会閉会後においても、再審問題、金大中事件、法律扶助問題等について、奥野法務大臣、宮澤内閣官房長官、浅野参議院法制局長及び関係府局に対し質疑を行ったほか、愛知県及び三重県に委員を派遣して現地調査を行い、引き続き関係資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

大蔵委員長 中村 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、物価と景気動向、財政再建と税制のあり方、財政行政、金融政策及び金融機関不良融資並びに郵便貯金急増問題等、当面の財政及び金融等に関する諸問題について、大蔵大臣及び関係府局に対し質疑を行い、視察を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後においても資料の収集を行ったが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

文教委員長 降矢 敬義

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、文教行政の諸施策に対する文部大臣の所信表明、免許外教科担任の解消その他教員の資質向上策、教科書の内容とその無償及び採択制度、学校図書館、障害児教育、学校給食、学校保健及び学校安全、教

育面における冷害対策、高校新增設対策、兵庫県における私立高校の誘致、兵庫教育大学附属小学校の学級編制、学術の振興、私学助成、青少年非行対策、高校に対する自衛隊員の募集活動、婦人差別撤廃条約、名古屋オリンピックの誘致、国際文化交流及び海外子女教育、ユネスコ・クレーポンの不正使用等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行うとともに、先国会閉会中における派遣委員の報告を聴取し、それに対する質疑を行った。また、東京国立博物館及び国立西洋美術館の視察を行った。

次いで、同閉会中においては、引き続き資料の収集等を行うとともに、実地調査のため、茨城県及び栃木県に委員派遣を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、美容会富士見病院事件等に関する件
- 一、スモン病の和解促進に関する件
- 一、十全会病院の運営等に関する件
- 一、国立医療機関の定員問題に関する件
- 一、ハンセン氏病問題に関する件
- 一、児童手当に関する件

- 一、薬価基準の改定に関する件
- 一、生活保護の級地是正に関する件
- 一、社会保険診療報酬の支払基金制度改革に関する件
- 一、国際障害者年事業の推進に関する件
- 一、身体障害者問題に関する件
- 一、高額医療機器等の実態を調査するため都内視察を行ったほか、国立療養所長島愛生園等の所在する離島長島と本土間の架橋にかかわる問題に関する決議を行った。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、婦人労働者の雇用及び労働条件の改善に関する件
- 一、労働時間短縮及び週休二日制の早期実現に関する件
- 一、国際障害者年の記念事業に関する件
- 一、女子学卒者、婦人パートタイマー及び専婦の雇用、就業状況等に関する件
- 一、中高年齢者の雇用問題に関する件
- 一、定年制の延長問題に関する件
- 一、実質賃金の目減り対策に関する件
- 一、冷夏に伴う出稼ぎ労働者の増加対策に関する件

- 一、労働者の災害防止及び補償に関する件
- 一、身体障害者問題に関する件
- 一、大阪市の葦原運輸機工株式会社における不当労働行為に関する件
- 一、貨物自動車運搬者等の労働条件に関する件

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

農林水産委員長 井上 吉夫
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、冷害による農作物被害対策に関する件及び当面の農林水産行政に関する件について、農林水産大臣及び関係政府当局に対し質疑を行うとともに、福島、青森の両県と北海道に委員を派遣し、冷害による農作物被害実情調査を行った。

同閉会中は、本件に関し、資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

商工委員長 金丸 三郎
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、静岡駅前ガス爆発事故に関する件、冷夏による影響を受け

た中小商工業者の救済措置に関する件、通商摩擦問題に関する件、中東紛争に伴う石油事情に関する件、放射性廃棄物の処理問題に関する件、韓国産大島紬の流入問題に関する件、電気料金と地域格差に関する件、代替エネルギーの開発に関する件、産炭地対策と国鉄地方線廃止問題に関する件、灯油の価格及び流通に関する件、工業再配置に関する件、新聞の拡張販売に関する件等について政府関係者に質疑を行った。

また、開会中及び閉会後において資料の収集整備に努める等調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

運輸委員長 黒柳 明
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、総合交通政策に関する件、国鉄の経営改善問題等に関する件、新線建設問題に関する件、新幹線の整備計画に関する件、交通の安全性確保及び倉庫の危険物管理問題に関する件、青函トンネルの建設問題等に関する件、日本航空株式会社の労務対策に関する件、個人タクシーの免許等に関する件、中東地域における船舶の安全確保及び保険問題に関する件、空港整備計画に関する件、新幹線公害訴訟問題に関する件、船員保険等に関する件、列車妨害事故に関する件、国鉄の車両の汚物処理問題に関する件、新関西国際空港問題に関する件、航空機のニアミス問題に関する件、小樽運河の保存に関する件、新東京国際空港問題に関する件等について質疑を行った。

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 調査報告書(継続事件)

なお、閉会後においても、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

通信委員長 福岡 知之

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、新種郵便年金の創設、グリーンカード制度と郵便貯金事業の在り方、日本電信電話公社の機材調達の問題、国庫納付金・労務対策、放送衛星の開発体制、日中海底ケーブルの切断事故対策等の諸問題につき、関係当局に対し質疑を行ったほか、NHK総合技術研究所、東京南部小包集中局等の視察を行った。

また同国会閉会後は、茨城県下に委員派遣を行つて所管業務に関する実情を調査するとともに、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

建設委員長 宮之原貞光

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、前国会閉会後に行つた委員派遣の報告を聴取するとともに、住宅・宅地問題に関する件、地価対策に関する件、公共事業の執行に関する件、中小建設業の振興対策に関する件、道路財源問題に関する件、国道昇格に関する件、琵琶湖総合開発事業に関する件、霞ヶ関官公庁施設整備に関する件、地下街の防災対策に関する件等について、建設大臣、国土庁長官、政府当局及び参考人に対し質疑を行った。

また、同閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、鹿児島、宮崎の両県に委員派遣を行つたほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

予算委員長 木村 睦男

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣及び関係各大臣等に対し質疑を行った。

閉会後においては、財政、金融、経済動向に関する資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

決算委員長 野田 哲

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中及び同国会閉会中、表記の件に関し、昭和五十二年年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

災害対策特別委員長 広田 幸一

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、川治プリンスホテルの火災に関する件について、政府当局から報告を聴取した。

同閉会後においては、同件に関する実情調査のため、栃木県へ委員派遣を行った。

以上のほか、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

物価等対策特別委員長 丸谷 金保

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、物価対策の基本方針について河本経済企画庁長官から説明を聴取したほか、物価対策の基本方針、灯油価格問題、消費者米価問題、野菜等生鮮食料品価格問題、地価問題等について経済企画庁長官、公正取引委員会委員長、厚生省、農林水産省、資源エネルギー庁及び自治省等関係当局に対して質疑を行うとともに、各種調査資料の収集を行った。

次いで、閉会中においても、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

公職選挙法改正に関する特別委員長 鳩山威一郎

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中及び閉会後、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

科学技術振興対策特別委員長 太田 淳夫

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、原子力安全行政に関する件、放射性廃棄物の海洋投棄に関する件、新エネルギーの研究開発に関する件、原子力船「むつ」問題に関する件、技術開発推進体制に関する件、関西学園都市構想に関する件、原子力発電所の稼働率に関する件及び原子力発電所等に係る防災対策に関する件等について科学技術庁長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行った。

また、閉会後は、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたっているため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

航空機輸入に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

航空機輸入に関する調査特別委員長 上田 稔
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中において、鈴木内閣の政治姿勢及び政治浄化の具体策、8Kレポートの指摘事項、政府保有の日本航空株式会社株式の売却、DC10の導入をめぐる密約等に関し、奥野法務大臣、塩川運輸大臣、石破自治大臣、宮澤内閣官房長官及び大村防衛庁長官並びに政府委員に対し質疑を行った。

また、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反の告発及び証人喚問の動議が提出されたが、議決をみるに至らなかった。

なお、閉会後も関係資料の収集整備に努めたが、調査は結論を得るに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

公害及び交通安全対策特別委員長 山崎 昇
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十三回国会開会中、公害及び環境保全対策に関し、地熱発電と環境保全、休廃止鉱山の坑廃水処理、むつ小川原開発、早池峰山・知床の自然公園行政、公害防止財政特別措置法の延長、湖沼水質保全法の制定、環境影響評価の法制化、大府市の化学薬品倉庫の火災、放射性廃棄物の海洋投棄、公害健康被害補償制度の運用、空きかん公害対策、近隣騒音対策、鳥獣保護等の諸問題について政府に対し質疑を行い、また、交通安全対策に関し、自転車事故対策、放置自転車の撤去、防犯登録、暴走族対策、海難事故対策、道路交通環境の整備、交通安全教育、海上コンテナ運送トラックの安全輸送対策、新二・九通過、自転車のSG制度、駐車違反の法規制等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

また、公害防止機器の開発状況等の調査のため現地視察を行った。

閉会後は、自転車駐車場、自転車放置状況、交通渋滞及び取締状況の調査のため現地視察を行った。

右のほか、資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

エネルギー対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

エネルギー対策特別委員長 安孫子藤吉
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十三回国会開会中において、当面のエネルギー行政について田中通商産業大臣から、また最近の中近東情勢について外務省及び通商産業省当局から、それぞれ説明を聴取した後、エネルギーに関する諸問題について田中通商産業大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。特に北炭夕張炭鉱株式会社社の再建問題については参考人の出席を求めて質疑を行った。

さらに、省エネルギー施設、地域冷暖房施設、ゴミ処理発電施設等について都内視察を行ったほか、各種調査資料の収集を行った。

次いで、閉会後においても、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国の安全保障に関する諸問題並びに沖縄及び北方問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年十二月二十日

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員長 原文兵衛
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十三回国会開会中、国の安全保障問題に関する件、国の防衛政策に関する件及び沖縄及び北方問題に関する件について伊東外務大臣、大村防衛庁長官及び中山国務大臣から所信を聴取したほか、国の防衛に対する基本姿勢に関する件、憲法改正問題に関する件、ソ連原子力潜水艦の事故に関する件、総合安全保障会議に

関する件、防衛計画の大綱に関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、日米防衛協力体制に関する件、沖縄米軍の演習による事故に関する件、沖縄県の振興開発計画の推進状況に関する件、北方領土問題に関する件等について鈴木内閣総理大臣、奥野法務大臣、伊東外務大臣、大村防衛庁長官、中山国務大臣、宮澤内閣官房長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

また、国の安全保障問題に関する件について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

次いで、閉会後においては、沖縄振興開発計画の実施状況及び自衛隊の業務運営等の実情調査のため沖縄県へ委員派遣を行うとともに、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

昭和五十五年十二月二十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸
参議院議長 徳永 正利殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十一・九十二回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十一回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれ請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第九十一回国会	内閣 受理件数	処理案 決定件数
	九六八件	九六八件

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

件	名	主 管 省 庁	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
旧陸海軍人等の戦後強制抑留者補償に関する請願(二件)(第二一五・二八〇〇号)	同	内閣官房	先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、戦後の強制抑留者についての特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上、極めて困難である。 また、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。
戦後強制抑留者補償要求実態調査費予算計上に関する請願(五件)(第三七六・三九五五・三九五六・三九五七・三九五八号)	同	同	一 先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、戦後のソ連強制抑留者についての特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上、極めて困難である。 また、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。 二 抑留に起因して障害を受けた者に対する処遇については、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの援護等の措置を講じているところである。 三 抑留加算は、恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであつて、抑留者の個々の実態に応じてその割増率に差をつけることは適当でない。 四 ソ連地域の墓参については、ソ連政府から通報のあつた二六箇所の墓地について、これまで二一箇所の墓参を実施してきたところであるが、残りの五箇所については、ソ連政府
公団公社官庁等の汚職・不正経理徹底糾明に関する請願(第九一一号)	同	同	政府としては、官公庁等における不正経理等の根絶を図るため、昭和五十四年十一月二十六日に各省庁間でこのための具体的な申し合せを行いこれを実施しているところであるが、今後ともその徹底を図り国民の信頼の回復に努めてまいりたい。
寒冷地手当改善に関する請願(第二二六〇号)	総理府(本府)	同	一 加算額の改善、寒冷地手当の定額分の改善、基準日以降の世帯区分変動者への追給については、昭和五十五年八月八日人事院から勧告を受けたので、第九十三回国会に關係法律案を提出し、その成立を見たところである。 二 山形県(山形市・上山市・天童市)の寒冷地手当の級の現行の四級より五級への引上げについては、人事院の調査を待ち、その勧告に基づいて慎重に検討してまいりたい。
遺族年金・扶助料の改善に関する請願(四件)(第四五八・九四六・一二七三・一七二五号)	同	同	遺族に対する給付については、従来から寡婦加算額の引上げ等によりその改善を図つていくところである。 給付水準を含め遺族年金全体の在り方については、公的年金制度全体に通ずる基本的な問題であり、今後関係審議会等の意見を拝聴しつつ検討していく必要があると考えているが、支給

同

同

同

三 恩給年額の改定については、昭和四十八年以降前年度の現職公務員給与の改定を指標として行っており、その改定時期については、永年の十月実施の慣行から次第に前進し、五十二年度に初めて四月実施の実現を見たところ

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(六十四件)(第一〇八九・一一〇九〇・一二七五・一二七六・一三三九・一四一六・一五〇三・一五〇四・一五一一・一五七七・一五七八・一六二六・一六二八・一六三三・一六三八・一六七三・一七三三・一七三八・一七三九・一七九四・一八五九・一九一六・一九七四・一九七五・二〇六五・二〇六六・二一三五・二一三六・二一五四・二一七二・二一七三・二一八八・二二八九・二二九〇・二二九一・二二九二・二二九三・二二九四・二二九五・二二三二・二二五三・二二五四・二二五五・二二五六・二二六一・二二三一・二二四〇・二二四一・二二四二・二二四三・二二四四・二二四五・二二四六・二二四七・二二四八・二二四九・二二五〇・二二五一・二二五二・二二五三・二二五四・二二五五・二二五六・二二五七・二二五八・二二五九・二二六〇・二二六一・二二六二・二二六三・二二六四・二二六五・二二六六・二二六七・二二六八・二二六九・二二七〇・二二七一・二二七二・二二七三・二二七四・二二七五・二二七六・二二七七・二二七八・二二七九・二二八〇・二二八一・二二八二・二二八三・二二八四・二二八五・二二八六・二二八七・二二八八・二二八九・二二九〇・二二九一・二二九二・二二九三・二二九四・二二九五・二二九六・二二九七・二二九八・二二九九・二三〇〇・二三〇一・二三〇二・二三〇三・二三〇四・二三〇五・二三〇六・二三〇七・二三〇八・二三〇九・二三一〇・二三一一・二三一二・二三一三・二三一四・二三一五・二三一六・二三一七・二三一八・二三一九・二三二〇・二三二一・二三二二・二三二三・二三二四・二三二五・二三二六・二三二七・二三二八・二三二九・二三三〇・二三三一・二三三二・二三三三・二三三四・二三三五・二三三六・二三三七・二三三八・二三三九・二三四〇・二三四一・二三四二・二三四三・二三四四・二三四五・二三四六・二三四七・二三四八・二三四九・二三五〇・二三五一・二三五二・二三五三・二三五四・二三五五・二三五六・二三五七・二三五八・二三五九・二三六〇・二三六一・二三六二・二三六三・二三六四・二三六五・二三六六・二三六七・二三六八・二三六九・二三七〇・二三七一・二三七二・二三七三・二三七四・二三七五・二三七六・二三七七・二三七八・二三七九・二三八〇・二三八一・二三八二・二三八三・二三八四・二三八五・二三八六・二三八七・二三八八・二三八九・二三九〇・二三九一・二三九二・二三九三・二三九四・二三九五・二三九六・二三九七・二三九八・二三九九・二四〇〇・二四〇一・二四〇二・二四〇三・二四〇四・二四〇五・二四〇六・二四〇七・二四〇八・二四〇九・二四一〇・二四一一・二四一二・二四一三・二四一四・二四一五・二四一六・二四一七・二四一八・二四一九・二四二〇・二四二一・二四二二・二四二三・二四二四・二四二五・二四二六・二四二七・二四二八・二四二九・二四三〇・二四三一・二四三二・二四三三・二四三四・二四三五・二四三六・二四三七・二四三八・二四三九・二四四〇・二四四一・二四四二・二四四三・二四四四・二四四五・二四四六・二四四七・二四四八・二四四九・二四五〇・二四五〇九・二五〇九号)

同

るであり、その後は引き続き四月実施としてきては、これを更に繰り上げることについては、他の公的年金制度との関連等もあるもので、御趣旨のとおり措置することは困難である。

一 有害図書の自動販売機が通学路又はその周辺に設置され、青少年が有害図書を容易に入手し得る状態におかれることは、青少年の健全な育成を図る上で好ましくないものと考えられる。

このため、現在、有害図書の自動販売機の通学路及びその周辺からの撤去、有害図書の自動販売機への収納禁止、目隠しを施す等有害図書の自動販売機への収納方法の規制などが、住民の地域活動、各都道府県の青少年保護育成条例による規制及びその運用、関係業界の自主規制等によつて進められ、相応の成果を挙げているところである。

有害図書の自動販売機を通学路又はその周辺に設置することを法律をもつて禁止することとは、図書の有害性の認定、有害とされる図書についての規制の内容、手続等に種々の問題があり、今後、世論の動向等をも見定めながら慎重に検討してまいりたい。

二 わいせつ文書、図画、その他の物の販売については、現行刑法において、青少年に対するものだけでなく、一般的に禁止されており、わいせつの文書、図画等の販売については、刑法による取締りに委ねられている。

わいせつには至らないが、その内容が著しく性的感情を刺激し、それを青少年に見せたり、読ませたりすることが、青少年の健全な育成を阻害すると認められる有害図書類については、現在、関係業界の自主規制、住民の地域活動、各都道府県の青少年保護育成条例による規制及びその運用等により、青少年に販売されることを防止し、相応の成果を収め

物価値上げ抑制に関する請願(六十七件)(第七七六・七七七・七七八・七七九・七八〇・七八一・七八二・七八三・七八四・七八五・七八六・七八七・七八八・七八九・七九〇・七九一・七九二・七九三・七九四・七九五・八〇六・八〇七・八〇八・八〇九・八一〇・八一・八一二・八一三・八一四・八一五・八一六・八一七・八一八・八一九・八二〇・八二一・八二二・八二三・八二四・八二五・八二六・八二七・八二八・八二九・八三〇・八三一・八三二・八三三・八三四・八三五・八三六・八三七・八三八・八三九・八四〇・八四一・八四二・八四三・八四四・八四五・八四六・八四七・八四八・八四九・八五〇・八五一・八五二・八五三・八五四・八五五・八五六・八五七・八五八・八五九・八六〇・八六一・八六二・八六三・八六四・八六五・八六六・八六七・八六八・八六九・八七〇・八七一・八七二・八七三・八七四・八七五・八七六・八七七・八七八・八七九・八八〇・八八一・八八二・八八三・八八四・八八五・八八六・八八七・八八八・八八九・八九〇・八九一・八九二・八九三・八九四・八九五・八九六・八九七・八九八・八九九・九〇〇・九〇一・九〇二・九〇三・九〇四・九〇五・九〇六・九〇七・九〇八・九〇九・九一〇・九一一・九一二・九一三・九一四・九一五・九一六・九一七・九一八・九一九・九二〇・九二一・九二二・九二三・九二四・九二五・九二六・九二七・九二八・九二九・九三〇・九三一・九三二・九三三・九三四・九三五・九三六・九三七・九三八・九三九・九四〇・九四一・九四二・九四三・九四四・九四五・九四六・九四七・九四八・九四九・九五〇・九五・九五二・九五三・九五四・九五五・九五六・九五七・九五八・九五九・九六〇・九六一・九六二・九六三・九六四・九六五・九六六・九六七・九六八・九六九・九七〇・九七一・九七二・九七三・九七四・九七五・九七六・九七七・九七八・九七九・九八〇・九八一・九八二・九八三・九八四・九八五・九八六・九八七・九八八・九八九・九九〇・九九一・九九二・九九三・九九四・九九五・九九六・九九七・九九八・九九九・一〇〇〇・一〇〇一・一〇〇二・一〇〇三・一〇〇四・一〇〇五・一〇〇六・一〇〇七・一〇〇八・一〇〇九・一〇一〇・一〇一一・一〇一二・一〇一三・一〇一四・一〇一五・一〇一六・一〇一七・一〇一八・一〇一九・一〇二〇・一〇二一・一〇二二・一〇二三・一〇二四・一〇二五・一〇二六・一〇二七・一〇二八・一〇二九・一〇三〇・一〇三一・一〇三二・一〇三三・一〇三四・一〇三五・一〇三六・一〇三七・一〇三八・一〇三九・一〇四〇・一〇四一・一〇四二・一〇四三・一〇四四・一〇四五・一〇四六・一〇四七・一〇四八・一〇四九・一〇五〇・一〇五一・一〇五二・一〇五三・一〇五四・一〇五五・一〇五六・一〇五七・一〇五八・一〇五九・一〇六〇・一〇六一・一〇六二・一〇六三・一〇六四・一〇六五・一〇六六・一〇六七・一〇六八・一〇六九・一〇七〇・一〇七一・一〇七二・一〇七三・一〇七四・一〇七五・一〇七六・一〇七七・一〇七八・一〇七九・一〇八〇・一〇八一・一〇八二・一〇八三・一〇八四・一〇八五・一〇八六・一〇八七・一〇八八・一〇八九・一〇九〇・一〇九一・一〇九二・一〇九三・一〇九四・一〇九五・一〇九六・一〇九七・一〇九八・一〇九九・一一〇〇・一一〇一・一一〇二・一一〇三・一一〇四・一一〇五・一一〇六・一一〇七・一一〇八・一一〇九・一一一〇・一一一一・一一一二・一一一三・一一一四・一一一五・一一一六・一一一七・一一一八・一一一九・一一二〇・一一二一・一一二二・一一二三・一一二四・一一二五・一一二六・一一二七・一一二八・一一二九・一一三〇・一一三一・一一三二・一一三三・一一三四・一一三五・一一三六・一一三七・一一三八・一一三九・一一四〇・一一四一・一一四二・一一四三・一一四四・一一四五・一一四六・一一四七・一一四八・一一四九・一一五〇・一一五一・一一五二・一一五三・一一五四・一一五五・一一五六・一一五七・一一五八・一一五九・一一六〇・一一六一・一一六二・一一六三・一一六四・一一六五・一一六六・一一六七・一一六八・一一六九・一一七〇・一一七一・一一七二・一一七三・一一七四・一一七五・一一七六・一一七七・一一七八・一一七九・一一八〇・一一八一・一一八二・一一八三・一一八四・一一八五・一一八六・一一八七・一一八八・一一八九・一一九〇・一一九一・一一九二・一一九三・一一九四・一一九五・一一九六・一一九七・一一九八・一一九九・一二〇〇・一二〇一・一二〇二・一二〇三・一二〇四・一二〇五・一二〇六・一二〇七・一二〇八・一二〇九・一二一〇・一二一一・一二一二・一二一三・一二一四・一二一五・一二一六・一二一七・一二一八・一二一九・一二二〇・一二二一・一二二二・一二二三・一二二四・一二二五・一二二六・一二二七・一二二八・一二二九・一二三〇・一二三一・一二三二・一二三三・一二三四・一二三五・一二三六・一二三七・一二三八・一二三九・一二四〇・一二四一・一二四二・一二四三・一二四四・一二四五・一二四六・一二四七・一二四八・一二四九・一二五〇・一二五一・一二五二・一二五三・一二五四・一二五五・一二五六・一二五七・一二五八・一二五九・一二六〇・一二六一・一二六二・一二六三・一二六四・一二六五・一二六六・一二六七・一二六八・一二六九・一二七〇・一二七一・一二七二・一二七三・一二七四・一二七五・一二七六・一二七七・一二七八・一二七九・一二八〇・一二八一・一二八二・一二八三・一二八四・一二八五・一二八六・一二八七・一二八八・一二八九・一二九〇・一二九一・一二九二・一二九三・一二九四・一二九五・一二九六・一二九七・一二九八・一二九九・一三〇〇・一三〇一・一三〇二・一三〇三・一三〇四・一三〇五・一三〇六・一三〇七・一三〇八・一三〇九・一三一〇・一三一〇九・一三三九号)

同(経済企画庁)

ているところである。これらの有害図書類に対する法規制は、有害性の認定、有害とされる図書類についての規制の内容、手続等に種々の問題があり、今後、世論の動向等をも見定めながら慎重に検討してまいりたい。

一 電力料金、ガス料金等公共料金の不当・大幅な値上げを認可させないことについては、政府は、公共料金の改定に当たっては、経営の徹底した合理化を前提とし、物価・国民生活への影響を十分考慮して、厳正に取扱う方針で臨んでいるところであり、これまでも、電気、ガス料金等の改定に当たっては、実施時期及び値上げの幅について、物価・国民生活への配慮から極力調整を行ってきたところである。

二 灯油をはじめ諸物価高騰を抑制するため、投機防止法の発動等インフレ狂乱物価を未然に防止する措置をとることについては、政府は、原油価格高騰等による物価上昇に対してこれまで便乗値上げの防止等各般の物価対策を講じてきており、灯油をはじめとする生活関連物資等の需給及び価格の現状からみて、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を発動する事態にはないものと考えている。

一 政府は、公共料金の改定に当たっては、経営の徹底した合理化を前提とし、物価・国民生活への影響を十分考慮して、厳正に取扱う方針で臨んでいるところである。

二 石油製品の価格について、政府としては、原則として市場の競争を通じて適正に形成されることを望ましいと考えているが、その過程において不当な価格形成が行われることのないよう十分監視を行っていると述べている。

公共料金値上げ幅抑制等に関する
請願(二十二件)(第二四二〇・二
四三八・二五二六・二五八五・二
六二七・二六七五・二七二五・二
七四四・二七七五・二八〇九・二
八二六・二八五八・二八七二・二
九二五・二九四九・二九八五・三
〇五二・三〇九八・三一八一・三
二一一・三二七二・三二九八号)

同

- 一 石油価格や原材料の高騰が続くなかで当面政府はインフレ抑制を経済運営の最重要課題におき、雇用確保が可能ならしめる一定の経済成長を図ることについては、
- (一) 政府は、原油価格高騰等による物価上昇に対して、これまでも財政・金融政策の抑制的運営、便乗値上げの防止等各般の物価対策を講じてきたところである。
- (二) また、政府は、景気にかげりが見られる最近の経済情勢にかんがみ、昭和五十五年九月五日の経済対策閣僚会議において当面の経済運営の基本方針を定め、機動的な政策運営態度の下に物価の安定と景気の維持を図ることとし、公共事業の円滑な執行、金融政策の機動的運営、物価対策の推進等の八項目の対策を決定した。
- 二 消費者物価は政府目標である五十五年度六・四パーセント以下になんとしても抑えること。そのための具体的有効措置を明らかにし徹底することについては、
- (一) 政府は、物価対策を重要な柱として積極的に推進することとしており、消費者物価が政府見通し程度の上昇におさまるよう全力を傾けているところである。
- (二) 具体的には、昭和五十五年九月五日の経済対策閣僚会議の決定に沿って、引き続き通貨供給量を監視しつつ、生活関連物資及び国民経済上重要な物資については、需給、価格動向の調査、監視を行い、必要に応じ、供給の確保を図ることとしており、また、野菜等生鮮食料品の安定的供給に努める等各般の物価対策を積極的に推進している。
- 三 健保、郵便料金、国鉄運賃など公共料金の値上げについては原価主義を原則として、経営努力が認められる範囲での値上げ幅に抑制することについては、政府は、公共料金の改定に当たっては、経営の徹底した合理化を前

物価高騰下における建設資材価格
安定等に関する請願(三十四件)
(第二六三八・二六五六・二六八
三・二六八四・二七〇二・二七〇
三・二七二三・二七五五・二八二
一・三〇二一・三〇三一・三〇五
三・三〇五四・三二二二・三四一
七・三四二五・三四二六・三四四
二・三四五三・三五二八・三五二
九・三五三〇・三五三一・三五七
一・三五七二・三五九四・三五九
五・三五九六・三五九七・三六四
四・三六七五・三七〇一・三七三
九・三七四〇号)

同

- 提とし、物価・国民生活への影響を十分考慮して、厳正に取扱う方針で臨んでいるところであつて、これまでも、その改定に当たっては真にやむを得ないものに限るとともに、その実施時期及び値上げの幅については、物価・国民生活への配慮から極力調整してきているところである。
- 四 公共料金的大幅な値上げはインフレイションを刺激し、便乗値上げを加速する危険が高いため、国民総ぐるみの物価監視機構及び公共料金値上げ決定ルールの見直しと確立を図ることについては、
- (一) 生活関連物資等の需給、価格動向を迅速に把握し、不当な値上げが生じないよう国と地方公共団体が密接な連携のもとに十分な調査、監視を行っているところであり、今後ともこのような監視体制を維持しつつ、十分調査、監視に努めてまいりたい。
- (二) また、主要な公共料金の改定に当たっては、政府は、関係審議会に付議するほか、公聴会等を開催し、広く学識経験者、消費者代表等の意見を聴取しているところである。
- 一 木材・建材等住宅建設諸資材の価格安定を図ること、また、便乗値上げ、投機的行為等を厳しく監視、監督することについては、
- (一) 住宅建設諸資材等国民経済上重要な物資については、需要に応じた供給の確保による価格の安定を基本とし、必要に応じ供給確保のための機動的な対策を実施することとしている。
- (二) 政府としては、関係省庁間で緊密な連絡をとりつつ、木材・建材等住宅建設諸資材の需給、価格動向を監視すること等により便乗値上げの防止と需給の安定に努めることとしている。
- 二 特に主要住宅資材である木材・合板価格

が、乱高下を繰り返していることから、これを防止するための適切な対策を早急に講ずることについては、木材の需給及び価格の安定を図るため、政府は、従来から、主要木材についての四半期ごとの短期需給見通しの作成・公表と、これに即した安定輸入のための関係業界に対する指導、木材の流通在庫、価格に関する情報の収集及び提供、更に、木材の備蓄事業の実施等の措置を講じているところである。

三 「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により、建設諸資材に関し、物資指定を積極的に検討・実施することについては、現在の建設諸資材の需給、価格動向からみて「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」により物資を指定する事態にはないものと考ええる。

四 各自自治体において、物価監視機構を確立し、必要な法律的権限を付与することについては、生活関連物資等の需給、価格動向を迅速に把握し、不当な値上げが生じないよう国と地方公共団体が密接な連携のもとに十分な調査、監視を行つているところであり、今後ともこのような監視体制を維持しつつ十分調査、監視に努めてまいりたい。

一 政府が今後予定している公共料金等について、値上げ幅を極力圧縮するとともに、実施時期の延期等の抑制措置を講ずることについては、政府は、公共料金については経営の徹底した合理化を前提とし、物価・国民生活への影響を十分考慮して、厳正に取扱う方針で臨んでいるところであつて、これまでもその改定に当たつては真にやむを得ないものに限るとともに、その実施時期及び値上げの幅については、物価・国民生活への配慮から極力

郵便料金等各種公共料金の値上げ抑制に関する請願(第二八〇三号)

同

調整してきているところである。

二 便乗値上げを防止するため、市町村単位に物価監視委員会を設置することについては、生活関連物資等の需給、価格動向を迅速に把握し、不当な値上げが生じないよう国と地方公共団体が密接な連携のもとに十分な調査、監視を行つているところであり、今後ともこのような監視体制を維持しつつ十分調査、監視に努めてまいりたい。

一 郵便料金、NHK受信料等国民生活に密接な関係のある料金の値上げを極力抑制することについては、政府は、公共料金については経営の徹底した合理化を前提とし、物価・国民生活への影響を十分考慮して、厳正に取扱う方針で臨んでいるところであつて、これまでもその改定に当たつては、真にやむを得ないものに限るとともに、その実施時期及び値上げの幅については、物価・国民生活への配慮から極力調整してきているところである。

なお、NHK受信料は、国会がNHK収支予算を承認することによつて定められることとなつていゝ。

二 電気料金については再値上げを絶対に回避することについては、政府としては、電力各社に対し、一層の経営合理化を行い、現行料金をできる限り長く維持するよう指導しているところである。

三 農事用電力の特別措置の継続についても特段の配慮をすることについては、先の電気料金改定において、従前のとおり取扱うこととしたところである。

公共施設等における合成洗剤の使用用自粛に関する請願(第三二五九号)

同(環境庁)

一 合成洗剤の使用の適正化については、従来より努力を払つてきたところであるが、今後とも継続して行つていく方針である。

なお、合成洗剤の安全性に関し提起された問題については、その都度必要に応じ検討し

公共料金等物価値上げ抑制に関する請願(四件)(第二七三一・二七三二・二七三三・二七三四号)

同

地震防災対策事業に係る財政措置
に関する請願(二件)(第五四七・
五九七号)

同
(国土庁)

安全性の確認を行ってきたところであり、通
常の使用では問題ないと考えている。

二 合成洗剤中の燐含有率については、従来か
ら関係業界へ低燐化を要請してきており、逐
年その努力が続けられてきたところである。
今後とも引き続き低燐化・無燐化について要
請してまいりたい。

三 河川、湖沼等公共用水域の水質について
は、水質汚濁防止法により都道府県知事が監
視しているほか、水道の用に供せられている
ものについては、別途水道事業者が随時水質
検査を行っている。

四 環境保全を図るため、従来より所要の予算
措置を講じてきているところであるが、今後
とも所要の措置を講じてまいりたい。

一(一) 昭和五十五年五月に「地震防災対策強化
地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律」の成
立及び大規模地震対策特別措置法施行令の
改正により、地震防災上緊急に整備すべき
施設等として当該施設等を追加したところ
である。

(二) 水道施設については、水道水の供給確保
の観点から地震防災設備の整備を進めるた
め、今後とも諸般の措置を講じてまいりた
い。

(三) 防災用の資機材等は、大規模地震対策特
別措置法施行令に定める消防用施設の中に
含まれており、今後ともその整備を進めて
まいりたい。

二 昭和五十五年五月に「地震防災対策強化地
域における地震対策緊急整備事業に係る国の
財政上の特別措置に関する法律」が成立し、
国庫補助及び地方債の特例並びに償還財源の
補てん等の措置を講じたところである。今後
同法に基づく地震対策緊急整備事業計画に沿
い、五箇年以内に事業が実施されるよう所要

法務局、更生保護官署及び入国管
理官署職員的大幅増員に関する請
願(六件)(第七三九・七四九・七
五八・七六七・七六八・八〇〇
号)

法務省

預貯金の利子引上げに関する請願
(第八八号)

大蔵省

私学に対する大幅国庫助成等に関
する請願(八十件)(第六・一四・
三三・八九・一二六・一七二・二
五二・二五四・二五八・二六四・
二八四・二八八・二八九・二九
五・二九七・三〇六・三〇八・三
一〇・三三二・三三三・三三五・
三三六・三六一・三六二・三八
二・三九一・三九八・四〇二・四
三〇・四四二・四七四・四八四・
五一六・五四八・五五四・五七

文部省

の財源の確保を図つてまいりたい。
三 個人等で住宅の改良を行う者に対しては、
住宅金融公庫が低利の資金の貸付けを行つて
いるほか、消防法、高圧ガス取締法、建築基
準法等に基づき防災設備の設置が義務付けら
れた事業者に対しては、中小企業金融公庫、
国民金融公庫等が融資を行っており、今後と
もこれら融資制度の活用を図つてまいりた
い。

法務局、更生保護官署及び入国管理官署につ
いては、従来から定員配置の合理化を図ると
もに、一方において増員等の措置を講じてきた
ところであるが、今後も法務行政に対する国民
の負託にこたえるべく、国家財政の許す範囲内
で適正な措置を講ずるよう努力してまいりた
い。

昭和五十四年十一月の公定歩合引上げに際し
ては、当分の間、金融情勢の推移を見守ること
として預貯金金利は据え置かれたが、その後昭
和五十五年三月及び四月に預貯金金利の引上げ
が行われ、預貯金金利の水準は過去最高となつ
た。
政府としては、預貯金金利の水準については
十分配慮しているところである。

一 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中
心に年々拡充を図つてきたところであり、授
業料等学費に対する直接的な助成を行うこと
は考えていない。
二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中
心に年々拡充を図つてきたところであり、私
立大学等経常費補助金の主要な積算項目はす
でに二分の一となつてゐる。
三 私立学校の施設・設備の整備・拡充及び教

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

一八

四・五七五・六〇七・六一九・六
二九・六五五・六七八・六九三・
七四一・七五二・七六四・七七
四・八三一・八六九・八七六・八
七七・八九一・八九七・九〇一・
九〇七・九〇八・九三六・九三
七・九五四・九六四・九六九・一
〇三〇・一〇八〇・一一五〇・一
一五九・一一八四・一二一四・一
二二一・一三〇七・一三二九・一
三三〇・一三九一・一四二三・一
七七五・一八〇六・二三五一・三
二四三・三三四四・三三四五・三
二四六号)

高校増設に対する国庫補助等に関
する請願(第七一号)

同

員の増員については、その設置者である学校
法人が自主的に行うものである。

なお、教員については、その給与等を経常
費補助の対象としており、なお、施設・設備
の整備資金については、日本私学振興財団が
長期低利の貸付けを行っており、年々これら
の充実を図っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、昭和五
十三年以降、私立高等学校等経常費助成費
補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特
別補助」を計上し、年々その拡充を図ってい
るところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、逐
年拡充を行ってきたところである。

昭和五十四年度の私立学校の貸与月額・貸
与人員の大幅な拡充に引き続き、昭和五十五
年度には、国公立学校の貸与月額を増額する
とともに、新たに専修学校生徒への奨学金貸
与制度を創設するなどの拡充を図った。

また、日本私学振興財団を通じて実施して
いる私立大学奨学事業援助については、昭和
五十五年年度には、新たに私立短大を融資の対
象に加えたほか、学生一人当たり融資限度額
を引き上げるなどの事業の拡充を図った。

なお、日本育英会奨学金の免除制度のあり
方については、今後検討してまいりたい。

六 私学に子弟を通学させている家庭に対して
減税措置をはかることについては、税制上及
び公費助成の体系上種々の問題がある。国と
しては税制面での改善を図るよりも、私学助
成の拡充、育英奨学費の増額などの支出面の
諸施策を通じて処置することが適当であると
考えている。

一 公立高等学校新増設に係る財源措置につい
ては、昭和五十一年度から高校生急増問題に
対する五箇年間の緊急対策として一定の要件
のもとに高等学校建物の新増設について、国

専修学校の振興に関する請願(第
一八一号)

同

義務教育教科書の無償化存続に関
する請願(二件)(第二〇八・二一
三号)

同

司書教諭の即時発令及び学校司書

同

が三分の一を補助することとしたが、昭和五
十五年予算においては、二一九億三、四〇
〇万円を計上しているほか、昭和五十五年
度地方債計画においてそのための起債を一、〇
〇〇億円計上しており、これらの措置により
高等学校新増設の円滑な実施が図られるもの
と考えている。

用地取得費については、一般的には、補助
対象とされていないなどの事情にあるところ
から、これを補助の対象とすることは極めて
困難である。

二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維
持向上と学生・生徒等に係る修学上の経済的
負担の軽減に資するため、経常費補助の充実
に努めてきたところであり、授業料等学費に
対する直接的な助成を行うことは考えていな
い。

一 私立学校振興助成法を改正し、専修学校に
対する経常的経費の助成を行うことは考えて
いない。

当面は、専修学校教員の指導力の向上、教
育内容・指導方法の充実向上、生徒の修学上
の諸条件の整備などの振興方策の着実な実現
を図っていくことが肝要であると考えてい
る。

二 地方交付税に算入することについては、今
後の専修学校に関する国及び地方団体の施策
等を踏まえながら慎重に検討しなければなら
ない問題であると考えている。

義務教育諸学校の教科用図書については、
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律」に基づき、昭和五十五年において
も、無償給与を行っている。

一 学校図書館法に基づく司書教諭の発令につ

制度の法制化に関する請願(十二件)(第四〇〇・四三九・四四〇・四四一・四五六・四五七・五〇二・五六六・五七六・五七七・六七三・一一八五号)

高等学校の新增設に対する国庫補助制度に関する請願(第五二二号)

大幅私学助成に関する請願(五件)(第七九六・七九八・八七〇・八九六・九三八号)

同

同

いては、今後ともその促進を図りたいと考えているが有資格教員の配置の現状等からみて、同法附則第二項を削除して、直ちにこれをすべての学校に置くこととするのは困難であると考ええる。政府としては、従来から学校図書館法によつて司書教諭講習会を実施し、有資格者の増加に努めており、今後ともその充足には一層努力してまいりたい。

二 学校図書館に教育職員としてのいわゆる学校司書を置くことについては、他の事務職員との均衡、司書教諭との関係など、その職位づけについて問題があり、実現は困難であると考ええる。

公立高校新增設に係る財源措置については、当面の高校進学者の急増問題に対処するための緊急対策として始められたものであるが、昭和五十五年限りで期限満了となつてゐるため、その継続について現在昭和五十六年度予算の中で検討中である。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、経費補助を中心に年々拡充を図つてきたところであり、緊急の財源措置を行うこと及び授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

二 私立大学等経費補助金については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて年々拡充してきており、主要な積算項目はすでに二分の一となつてゐる。

三 私立高等学校等経費補助助成費補助金については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、年々拡充してきたところであり、また、過疎県の私立高等学校に対する特別補助についても、その充実を図つてきたところである。

四 日本育英会の育英奨学事業については、逐

教科書の有償化反対に関する請願(二件)(第八三四・一〇〇五号)

ニホンカモシカによる造林地被害の防止対策に関する請願(第二三九六号)

公立大学助成拡充に関する請願(第二四九五号)

義務教育諸学校の新增設に対する国庫負担等に関する請願(九件)(第二〇・五七・八〇・二二二・

同

同

同

同

年拡充を行つてきたところである。

昭和五十四年度の私立学校の貸与月額・貸与人員の大幅な拡充に引き続き、昭和五十五年年度には、国公立学校の貸与月額を増額するとともに、新たに専修学校生徒への奨学金貸与制度を創設するなどの拡充を図つた。

また、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年年度には、新たに私立短大を融資の対象に加えたほか、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等の事業の充実を図つた。

なお、日本育英会奨学金の免除制度のあり方については、今後検討してまいりたい。

義務教育諸学校の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、昭和五十五年度においても、無償給与を行つてゐる。

カモシカの保護と造林地被害の防止を図るため、環境庁、文化庁及び林野庁の間で合意をみた「カモシカの保護及び被害対策について」(昭和五十四年八月三十一日)に基づき、目下、全国に保護地域の計画的な設定を進めてゐるところである。

公立大学(短期大学を含む。)に要する経費は、その設置者が負担すべきところであるが、国の教育政策上特に必要なものとして医科大学等経費補助、公立医科大学特別整備補助、看護大学等経費補助、設備整備費補助及び芸術大学学生特別経費補助等について国の助成を行い、公立大学の整備充実及び教育研究の質的向上に努めてゐるところである。

一 児童生徒急増市町村の小・中学校用地取得費に対する補助は、児童生徒の急増に対処するため大きな財政負担を強いられることとな

二二八・八九〇・二二七三・二三
六七・二八三一号)

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

る市町村に対する時限的な特例措置として昭和四十六年度から始められたものであるが、昭和五十五年予算においては、歳出額で対前年度比八・六パーセント増の四七九億八、五〇〇万円を計上しており、一平方メートル当たりの補助単価は二九、四〇〇円となつて

いる。
次に義務教育諸学校の校舎建設に係る補助単価については、物価上昇率を考慮し、毎年度その単価の改善を図っており、昭和五十五年の小・中学校鉄筋コンクリート造の場合、前年度に比し六・六パーセント増の一平方メートル当たり一一一、〇〇〇円としているが、補助事業の実施に当たっては、地域的建築単価の差異を反映した補助単価を設定して執行することとしている。

また、補助対象範囲については、門・囲障等について昭和五十二年頃から補助することとし、昭和五十五年からは、消防署への直接連絡設備等も補助することとしているところである。

これらの措置により児童生徒急増地域における義務教育施設の整備が一層促進されるものと考えている。

二 幼稚園施設整備費については、従来から補助率三分の一(人口急増地域は二分の一)で国庫補助を行っており、毎年その単価の改善を図つてゐるところである。

三 公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する五年間の緊急対策として一定要件のもとに高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、その後、毎年度必要事業量を確保するとともに、年々単価の改善を行つてきているが、昭和五十五年予算においては補助単価について対前年度比六・六パーセントの引上げを行い、総額で二一九億三、四〇〇万円を計上しているほか、昭和

義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願(二件)(第五二四・五七八号)

同

私学助成に関する請願(第三二九一号)

同

五十五年地方債計画においてそのための起債を一、〇〇〇億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

また、私立高等学校等経常費助成費補助金については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、年々拡充してきたところである。

四 公立の小・中学校の学級編制と教職員定数の標準については、これまで四回にわたり計画的に改善を行つてきたところであるが、更に、昭和五十五年からの第五次改善計画により、小・中学校における四〇人学級の実現をはじめとする学級編制の標準の改善と教職員定数の標準の改善を行つてゐるところである。

五 義務教育諸学校の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、昭和五十五年において、無償給与を行つてゐる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数については、従来から計画的にその改善を図つてきたところであるが、更に昭和五十五年から、多年の懸案であつた小・中学校の四〇人学級の実現をはじめ、小学校の専科教員の充実、中学校の免許外教科担当教員の解消、養護教諭、寮母及び事務職員の配置基準の改善等を内容とする第五次改善計画を発足させ、その改善に努めてゐるところである。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中心に年々拡充を図つてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中心に年々拡充を図つてきたところであ

私立幼稚園の維持発展と保護者負担の軽減に関する請願(第三六〇二号)

同

り、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目はすでに二分の一となつてゐる。

(二) 私立学校の施設・設備の整備・拡充及び教員の増員については、その設置者である学校法人が自主的に行うものである。

なお、教員については、その給与等を経常費補助の対象としており、また、施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行つており、年々これらの充実に図つてゐるところである。

三 日本育英会の育英奨学事業については、逐年拡充を行つてきたところである。

昭和五十四年度の私立学校の貸与月額・貸与人員の大幅な拡充に引き続き、昭和五十五年年度には、国公立学校の貸与月額を増額するとともに、新たに専修学校生徒への奨学金貸与制度を創設するなどの拡充を図つた。

また、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年年度には、新たに私立短大を融資の対象に加えたほか、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等の事業の充実に図つた。

なお、日本育英会奨学金の免除制度のあり方については、今後検討してまいりたい。

四 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年度以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎県の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

一 学校教育法第一〇二条に該当する幼稚園に対する公費助成については、私立学校振興助成法により都道府県が経常的経費の助成を行う場合に、国は当該都道府県に対し補助を行つてゐるところであり、毎年その充実に図つてきてゐるところである。

二 私立幼稚園については、修学上の経済的負担の軽減と教育条件の維持向上を図るため、私立学校振興助成法により都道府県が経常的経費に対する助成を行う場合に、国は当該都道府県に対して補助を行つてゐるところであり、毎年その充実に図つてきてゐるところである。

教職員の退職勧奨年齢の男女差撤廃に関する請願(第三七〇五号)

同

過疎県の教職員定数確保に関する請願(第三七〇七号)

同

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(十七件)(第三九四〇九・四一〇・四一六・四二七・四三二・四三三・四六〇・五六九・六〇四・六一一・七一三・一三二・一八六六・二六〇二・三二八六・三五四七号)

厚生省

担の軽減と教育条件の維持向上を図るため、私立学校振興助成法により都道府県が経常的経費に対する助成を行う場合に、国は当該都道府県に対して補助を行つてゐるところであり、毎年その充実に図つてきてゐるところである。

なお、このほか、家庭の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るために、幼稚園就園奨励費補助を実施して、毎年その充実に図つてきてゐるところである。

公立諸学校教職員の退職勧奨年齢は、当該任命権者とその任命権に基づき決定すべき事項であり、各任命権者において当該自治体の実態等に応じて決定してゐるところである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数については、従来から計画的にその改善を図つてきたところであるが、小学校の専科教員の充実、中学校の免許外教科担当教員の解消等を含む第五次改善計画を発足させ、その改善に努めてゐるところである。

なお、昭和五十五年年度においては、教職員定数が急激に減少することとなる県について、前年度定数の九八・五パーセントを保障する最低保障措置を講じたところであるが、昭和五十六年度においてこのような措置を講ずるかどうかにについては、今後検討してまいりたい。

一 腎疾患については、昭和四十八年度から研究班を組織し、その成因、治療法及び予防法について、鋭意研究を推進してゐるところである。

また、検尿については、循環器検診、婦人健康診査等で行われており、今後ともこれらの検診の充実に努めてまいりたい。

二 人工透析療法を必要とする腎臓機能障害者

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

一一一

で身体障害者手帳を所持している者については、公費負担で更生医療の給付を行っており、人工透析療法を必要とする腎臓機能障害児については、公費負担で育成医療の給付を行っているところである。

また、慢性腎疾患に罹患している児童の入院治療については小児慢性特定疾患治療研究事業の中でその治療費を公費負担しているところである。

なお、ネフローゼ、慢性腎炎を特定疾患治療研究事業の対象疾患とすることについては、他の疾患との均衡もあり専門家の意見を十分聴きながら慎重に検討してまいりたい。

三 透析施設の整備、充実については人工腎臓装置を昭和四十七年度から昭和四十九年度まで、国立病院、公立病院及び公的医療機関に整備したところであり、その後においても国立病院に人工腎臓装置を逐次整備しており医療機関における人工腎臓装置の保有台数は大幅に増加しているところである。

また、人工透析療法に従事する者の養成についても、昭和四十七年度から医師、看護婦等に対する研修を実施しているところであり、今後ともこれらの施策の充実に努めてまいりたい。

四 腎臓機能障害を含む内部障害者の雇用促進については、公共職業安定所における職業指導、職業紹介、求人者に対する受入れ指導の実施、各種の援護措置の積極的活用等により、その者の能力と適性に応じた就職ができるよう努めてきているところであり、今後とも更に努力してまいりたい。

医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願(二件)(第五二五・五八五号) 同

医療ソーシャルワーカーについては、一般のソーシャルワーカーや保健婦との業務分担が不明確であり、また、一般のソーシャルワーカーの身分資格、配置基準等が制度化されていない現状でもあるので、現在のところ医療ソーシャル

国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(八件)(第六七五・六八八・七一七・七二八・七四三・七五五・七七二・一四一九号)

同

国立腎センター設立に関する請願(十一件)(第七三〇・八六二・一五二四・一六五三・一七九二・一九八・二八二九・三一〇四・三一五五・三三〇三・三九六一号)

同

国民健康保険料の値上げ反対等に関する請願(二件)(第八〇一・九六五号)

同

ルワーカーの身分資格、配置基準等の制度化は考えていない。

一 国民健康保険において、傷病手当金及び出産手当金を強制給付とし、すべての保険者に義務づけることについては、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

二 助産費については、国は、その一部を補助しているところであるが、補助基準額を昭和五十五年十二月から、すべての保険者について八万円に引き上げることとしているところである。

三 国民健康保険に対する国庫助成については、昭和五十五年当初予算において二兆一、二二一億円に達しており、現在の厳しい財政状況の下では、現行水準以上の国庫助成の増額は困難である。

腎炎、ネフローゼ等の腎疾患については、昭和四十八年度から研究班を組織し、その成因、治療法及び予防法について鋭意研究を推進しているところである。

また、腎不全患者のための医療機関の整備については、現在、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備しており、特に、国立佐倉療養所を昭和五十四年度より国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。

一 調整交付金については、従来より各保険者の財政状況等に応じて交付し、保険者間の財政力の不均衡の調整を図ってきたところである。また、事務費負担金等についても、従来から経済指標等の変動等に対応して所要の措置を講じてきたところである。

二 老人保健医療制度については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、健康な老後を確保

寡婦福祉法制定等に関する請願
(三件)(第一〇一四・一五七三・
三三八八号)

同

国の保育予算の大幅増額等に関する請願(三二二件)(第四・一二・
四三・九〇・九六・九七・九八・
九九・一〇〇・一〇五・一〇六・
一〇七・一二八・一三三・一三
四・一四七・一六三・一六七・一
七七・一七八・一八七・一九一・
一九三・一九七・二一一・二四
五・四〇五・四一二・四二五・四
五〇・四五二・四五三・四八〇・
四八一・四九〇・四九三・四九
五・五〇七・五一・五四九・五
五七・五五八・五七〇・五七一・
五八七・五八八・五八九・五九
〇・五九一・五九二・六一三・六
二一・六二二・六三三・六二四・
六五二・六五八・六五九・六六
七・六七六・六八一・六九四・七
一四・七二九・七三一・七三六・
八〇二・八五八・八五九・八六
八・八七三・八八七・八九二・八

同

し、老人医療費の負担の公平を図る等の見地から、関係審議会の意見も聴きながら検討を加え、所要の改正を行つてまいりたい。

三 国民健康保険において出産手当金及び傷病手当金を強制給付とし、すべての保険者に義務づけることについては、国民健康保険財政の現状等からみて、困難である。

寡婦に対する福祉の措置としては、寡婦福祉資金貸付制度、寡婦自立促進事業を実施しており、今後ともこれらの施策の充実を図り、実質的に寡婦の福祉の向上を図るという方向で対処してまいりたい。

なお、寡婦福祉法の制定については、種々困難な問題はあるが、今後とも引き続き、検討してまいりたい。

一 保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度改善を図つており、昭和五十五年においても、補助単価の引上げ等の改善措置を講じたところである。

二 未(無)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

事業所内保育所については、企業自体の必要性から出発したものであるといえ、児童の福祉の向上を図るため児童福祉法による保育所におけると同様の適切な処遇が確保される必要がある。このため、その整備に要する資金について融資を行っているほか、昭和四十九年度からは、保育内容の充実を図るため、都道府県職員による巡回指導等及び保母

九九・九〇四・九一〇・九三二・
九四五・九五〇・九五九・九六
〇・九六一・九六二・九六三・九
六八・九七一・九七二・九七七・
一〇〇九・一〇一〇・一〇四四・
一〇四五・一〇四六・一〇四七・
一〇四八・一〇四九・一〇五〇・
一〇五一・一〇五二・一〇八七・
一〇八八・一〇八九・一一一〇・
一一一一・一一一二・一一一三・
一一四三・一一四四・一一四五・
一一四六・一一五二・一一六〇・
一一六五・一一八九・一一九六・
一二〇一・一二〇七・一二二一・
一二二二・一二二三・一二二四・
一二二六・一二三三・一二六三・
一二六七・一二六八・一二七六・
一二七八・一二七九・一二八六・
一二九二・一二九四・一二三〇五・
一三一一・一三一二・一三一八・
一三一九・一三四〇・一三五二・
一三五三・一三七四・一三七五・
一四四〇・一四四一・一四五四・
一四四九・一四六〇・一四八六・
一四八七・一四八八・一四八九・
一四九〇・一四九一・一五〇八・
一五二一・一五二六・一五二七・
一五二八・一五二九・一五四八・
一五四九・一五七九・一五八〇・
一五八八・一五九五・一六〇一・
一六〇二・一六〇七・一六一〇・
一六一八・一六二〇・一六四八・
一六四九・一六六五・一六七八・
一六九七・一七〇六・一七一五・
一七四五・一七六五・一七六六・
一七八五・一八〇〇・一八一一・
一八一二・一八五二・一九〇三・
一九四四・一九五〇・一九八四・

の研修会の実施に要する経費について助成を行つてゐる。

また、昭和五十三年度からは、児童手当制度に福祉施設制度が創設され、その一環として事業所内保育施設の整備及び指導事業についても助成を行つてゐるところである。

三 へき地保育所については、昭和五十五年において、保母の給与を引き上げるとともに、定員九〇人以上の規模の施設については保母を二人から三人に増員するなど改善を図つたところであり、今後ともその実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

四 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行つてきたところである。今後とも補助事業の充実に努めてまいりたい。

なお、入院患児の保育に対する助成を行うことは考えていない。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図つてゐるところであるが、昭和五十五年においても一般生活費・児童用採暖費等の引上げを行つており適正な水準の確保に努力している。

六 (一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に依じた保育時間を確保するため保母の時差出勤等ができるよう非常勤又は常勤の保母の配置の措置を講じているところである。今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

(二) 乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

一九八五・二〇〇二・二一五七・
二五三六・二五六五・二六六一・
二八七一・二九六一・三〇〇七・
三〇〇八・三〇〇九・三〇一七・
三〇一八・三〇五六・三〇五七・
三〇五八・三〇七六・三〇九〇・
三一八四・三一八五・三二〇〇・
三二一六・三三三一・三三一八・
三三二二・三三三九・三三四〇・
三三四一・三三八五・三三八六・
三九〇六号)

であるので、保育所における乳児の保育は社会的、経済的に真に必要なを得ない場合に限る必要がある。

そのため育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児の特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への影響面について配慮する必要がある。

このような観点に立ち、主に低所得階層の乳児を三人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施しているところである。

(三) 障害児の保育所における保育については、昭和四十九年度から試行的に助成措置を講じてきたところであるが、昭和五十三年度からは、中程度の障害児が入所措置されている場合、その障害児の数に応じて一定額を助成している。

昭和五十五年においても、対象児童を一、八二四人から二、三九八人に増員するとともに、単価増を図つたところである。

(四) また、医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考へてい

七 保母等の労働条件の改善については従来から保母定数の改定及び年休代替要員費の充実を図るなど、鋭意努力している。昭和五十五年においても定員三〇人以下の保育所における非常勤保母の常勤化に伴う七〇〇人の増員、非常勤保母雇上費の充実など所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法違反の防止及び職業性疾病の防止のための監督指導

を重点的に行つており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、業務上疾病の認定基準に基づき、業務上の事由と認められれば保険給付を行つていところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

八 保母養成施設については従来から保母に必要な専門知識、技術等が修得できるよう教育課程を設定しているところであるが、保育需要の多様化にも対応しうるような専門科目の設置など教育内容の充実にも種々配慮しているところであり、乳児や心身障害児等の保育が適切に実施できるよう「乳児保育」「乳幼児心理学」「小児保健」「臨床心理学」等の科目の学習とともに、保育所、精神薄弱児施設等における実習等を行わせているところである。

九 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。

今後より適正な基準の設定に努めてまいりたい。

十 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に對し必要な指導を行うとともに、子供会等の

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(三十二件)(第五・三二六・四六一・四六二・四六三・四六四・四六五・四六六・四六七・四六八・四六九・四七〇・四七一・四七二・四七三・一五六六・一五六七・一五六八・一六三六・三三三三・三三七五・三三七六・三三七七・三三七八・三三七九・三三八〇・三三八一・三三八二・三三八三・三三八四・三三八五・三三八六号)

同

民間保育事業振興に関する請願(五十五件)(第一三・一六・三四・三五・三六・三七・三八・四一・四二・四五・六九・七〇・七四・九三・一三六・一三七・一五〇・一五四・一五五・一六五・一七四・一七六・一七九・一八五・一九〇・一九八・二一五・二三二・二四〇・二四一・二四三・二五五・二五六・二六〇・二六一・二

同

地域組織の育成等に努力しているところである。

特に都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、経過措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行っている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業等について助成し、その健全育成を図っているところである。昭和五十五年においても児童館・児童センター(体力増進機能)をあわせもつ児童館の整備運営の充実を図るためそれぞれ七〇箇所の新設を図るとともに、運営費の引上げを行つたところである。

一 療養給付費補助金については、昭和五十三年度より従来の療養の給付費等の額の二五パーセントの補助を、組合の財政力等を勘案し、二七パーセントから四〇パーセントに引き上げたところであり、療養給付費補助金の増率は考えていない。

二 国民健康保険組合臨時調整補助金については、高額療養費に対する補助を含め、昭和五十五年には前年度に比べ一・三パーセント増の七九億円を計上しているところである。

三 国民健康保険制度の改正については、老人保健医療制度の検討状況等の動向を見守りつつ、検討してまいりたい。

一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行つて

六二・二八二・三一・三二・三三・三九・三五八・三六八・三八・三・三八五・三九二・五六八・九〇五・一〇九五・一〇九六・一二三五・一二八七・一三四三・一四九六・一五二五・一七四八号)

いる。この徴収基準については、毎年経済動向、児童処遇費の改善等を踏まえつつ、その見直しを行つてきており、これまで階層区分の細分化(D₁、D₂、半額徴収階層の拡大(D₃、D₄)等の改善措置を講じてきているところである。

今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

二 民間保育所を含めた保育所に事務職員を配置することについては、昭和五十三年度、昭和五十四年度と対象の拡大を図つており、昭和五十五年度においても、更に対象施設を、九一人規模以上のものから六一人規模以上のものにまで拡大したところである。

三 保育所の運営費は、施設の定員規模、地域、児童の年齢等により異なるため、これらの諸経費を措置児童一人当たりで換算し、現員に応じて支弁することとしており、これを改めて、定員定額制にすることは考えていない。

四 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来、数次にわたる改正を行つてきたが、今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図っているところであるが、昭和五十五年度においても一般生活費、児童用採暖費等の引上げを行つたところであり、今後とも適正な水準の確保に努力してまいりたい。

六 保育所における職員の労働条件については、保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十五年度においても、保母の増員、事務職員雇上費の対象施設の拡大等の改善を図つたところである。

また、今後とも実情を踏まえた上で、職員処遇の改善に努力してまいりたい。

七 民間保育所の運営費については、毎年措置

保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(七件)(第一七・五四・七五・一四八・二二七・三九五・八八八号)

同

保育所の新增設に関する請願(六件)(第二・五二・七六・二二四・二二六・三九六号)

同

学童保育の制度化等に関する請願(二十三件)(第三・四七・六一・七七・一四九・一六八・二〇一・二〇五・二四四・二五七・三二〇・三三〇・三五九・三七三・五〇三・五二〇・六二〇・六五一・六七〇・八七五・三三六三・三三九・三九一七号)

同

費の充実に努めるとともに、民間施設給与等改善費により対処している。

また、民間保育所の整備費については、民間老朽施設に対する社会福祉事業振興会による無利子貸付け等の配慮を行つていゝところであるので民間施設振興費の新設を図ることは考えていない。

保育所運営費については、従来から保育所運営の実態に関する調査結果等を踏まえ、保母等の格付は正等の改善措置を講じてきたところである。昭和五十五年度においても保母の増員、事務職員雇上費の充実等の措置を講じており、地方財政負担の軽減の効果を期待しうるものと考えてる。

また、施設整備費についても毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行つていゝところであり、今後ともその改善に配慮してまいりたい。

障害児保育対策としては、昭和四十九年以来、助成措置を拡大してきていゝところであるが、今後とも検討してまいりたい。

保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行つていゝところであり、今後ともその改善に配慮してまいりたい。

一 留守家庭児童対策(学童保育対策)としては、従来から児童館においてこれらの児童に對し必要な指導を行うとともに、子供会の育成、母親クラブの設置普及等地域住民活動の推進を図つていゝところである。

なお、留守家庭児童等の保護・育成を中心とする都市特有の福祉需要に対応するため、昭和五十四年度から東京都特別区及び指定都市の児童館について運営費補助額の増額を行ゝ、その機能の強化を図つてきており、昭和

保育所施設の最低基準改定等に関する請願(三十一件)(第二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三七・三九・四二・一三八・一三九・一五五・一五六・一五七・二二〇・二一八・二三三・二三八・二三九・二五〇・三一三・三三三・三三三・三三三・三三六・三六〇・三八四・四五九・一二三六・一三四四・一七三一・一七三二・二一九六号)

同

五十五年度においても人口五〇万以上の市で補助対象を拡大したところである。

二 児童館、児童センター等が設置されるまでの経過措置として昭和五十一年度から行われている都市児童健全育成事業については毎年その改善を図つていゝところである。

三 児童の健全な遊び場としても児童館、児童センターの重要性が増していることを勘案し、昭和五十五年度においてはそれぞれについて七〇箇所の新設を図るとともに、運営費の引上げを行つていゝところである。

今後ともこれらの児童健全育成対策の充実については、努力してまいりたい。

一 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来、数次にわたる改正を行つてきたが、今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

二 保育所における職員の労働条件については、昭和五十五年度予算において、事務職員雇上費の対象施設の拡大、非常勤保母の常勤化、常勤保母の増員等の改善を図つたところである。

また、保育所の機能と役割を十分遂行しうる優れた資質と高い専門性を有する保育職員を確保することの重要性にかんがみ、かねてから養成研修制度の改善充実等を行つてきたところであるが、保育職員の身分・免許制度の問題は他の社会福祉施設従事職員等との関連もあり、なお慎重に検討を要する問題であると考へていゝ。

三 保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図つていゝところであるが、昭和五十五年度においても一般生活費、児童用採暖費等の引上げを行つたところであり、今後とも適正な水準の確保に努力してまいりたい。

四 近年特に都市部において、乳児保育に對す

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その一) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

精神障害者福祉法の制定に関する
請願(第一四〇号) 同

る要請が増大してきているが、乳児は疾病、事故等に対して無力であり、また、将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期にあるので乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものと考へており、まず、育児休業(職)制度等母親自らが保育しようとする条件の整備に努める必要がある。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達を保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年、昭和五十四年度において対象の拡大を図つたところである。今後とも先の諸事情を十分考慮しつつその在り方について、検討してまいりたい。

五 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。

今後ともより適正な基準の設定に努めてまいりたい。

精神衛生対策については、予防・早期治療から社会復帰対策までの幅広い施策の充実が必要となつてきているため、政府としても精神障害回復者社会復帰施設、精神衛生社会生活適応施設等の設置の推進に努めているところである。

精神障害者福祉法の制定については、これら社会復帰対策等の充実と並行して今後慎重に検討してまいりたい。

老人医療費の有料化反対等に関する
請願(二件)(第二一九・三六九五号) 同

福祉関係予算の充実に関する請願
(第三〇五号) 同

国民福祉の後退阻止に関する請願
(七件)(第三六九・一〇六八・一二七・一三二一・一四四五・一五二四・三五四六号) 同

身体障害者の福祉改善に関する請願
(十五件)(第一八六九・一九五七・二〇四五・二〇六九・二二四二・二二〇三・二四〇〇・二四四六・二五〇一・二五一一・二五七四・二七二三・二七六四・二九一一・三八二〇号) 同

老人保健医療制度については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、健康な老後を確保し老人医療費の負担の公平を図る等の見地から、関係審議会の意見も聴きながら検討を加え、所要の改正を図つてまいりたい。

本格的な高齢化社会の到来に伴い、福祉需要は多様化し、かつ増加しつつあり、政府においては、社会福祉を長期にわたつて安定的かつ効率的に推進していくという見地のもとに、国民の福祉需要に適確に対応してまいりたい。

本格的な高齢化社会の到来に伴い、福祉需要は多様化し、かつ増加しつつあり、政府においては、社会福祉を長期にわたつて安定的かつ効率的に推進していくという見地のもとに、国民の福祉需要に適確に対応してまいりたい。

一 国民年金及び厚生年金の障害年金の水準については、従来よりその改善を図つてきているところである。また、年金制度が個々の制度ごとに目的や沿革を異にすることを考慮すれば、他の公的年金制度と一概に比較することは困難である。

二 福祉手当については、毎年その額の引上げを行つていくところであるが、今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 障害福祉年金の額については、昭和五十五年において、極めて厳しい財政事情の下で、できる限りの改善を図つていくところである。

四 厚生年金、国民年金等の年金制度は、相互連帯の精神に基づき、加入者の保険料納付により成り立つている社会保険制度であり、障害年金の支給要件として現行程度の拠出要件は必要であると考えられる。

五 在宅の重度身体障害者に対しては、福祉手当を支給するほか、家庭奉仕員・介護人派遣

事業、在宅重度身体障害者緊急保護事業等の施策を講じているところであり、今後ともこれら在宅福祉対策の充実を図つてまいりたい。

六 傷病に係る治療費等については、既存の各種制度を中心に必要な給付を行つてきているところであり、その他に特別の補償措置を講ずる考えはない。

七 基準看護承認病院においては、入院患者の療養上必要な看護は行わなければならないこととなつており、重度身体障害者等を収容した場合も同様である。

今後とも、病院の看護を代替し、又は看護力を補充する付添看護が患者の負担によつて行われることのないように、指導の徹底を図つてまいりたい。

八 傷病手当金の支給水準を引き上げることについては、他の趣旨による所得保障制度との均衡と保険料負担への影響を考慮する必要がある、現在のところ考えていない。

九 常時の介護を必要とする身体障害者については、治療及び養護を行う施設である身体障害者療護施設等の整備充実に努めているところであるが、家族とともに入所できる施設については現在のところ考えていない。

十 厚生年金保険の福祉施設の場合、現在、厚生年金病院、厚生年金老人ホーム、厚生年金休暇センター等の施設があり、ほとんどの都道府県にいずれかの施設が設置されている。

また、簡易保険施設については、簡易保険郵便年金保養センター、簡易保険郵便年金加入者ホーム等の施設があり、沖縄県を除いては、いずれの都道府県でも一箇所以上の施設が設置されている。

これらの施設については、身体障害者が支障なく利用できるよう、新築、増改築等の機会をとらえて、必要な措置を行つてきているところである。

なお、厚生年金の福祉施設が設置されてい

医療改善のための国立医療機関職員増加に関する請願(第二四四二号)

同

ないところは、一府二県であり、これらの府県についても上記の機能を備えた施設を早急に設置することを検討しているところである。

十一 障害福祉年金の本人所得制限については、最近の所得の上昇等を勘案して、受給者が引き続いて受給できるよう緩和を図つてきたところであり、昭和五十五年度においては、障害福祉年金を受けられる年収の限度額を二〇八万円(夫婦二人世帯の場合)から二一六万四、〇〇〇円に引き上げたところである。

また、補装具については、交付を受けた者からその者の属する世帯の所得状況に依りて、費用を徴収することとしているが、現行の徴収基準が身体障害者にとつて過重な負担となつていないとは考えていない。

十二 重度の身体機能障害のため、独立して生活することに著しい制約を受けている脳性マヒ者等全身性障害者の日常生活上又は社会生活上抱える諸問題及びこれに対する福祉対策のあり方については専門的かつ慎重に研究する必要があるため、現在のところ厚生省社会局更生課内に「脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会」を設けたところであるが、昭和五十六年度においても引き続きこの研究会において検討を行つてまいりたい。

十三 脊髄損傷治療技術の組織的・基礎的研究については、現在のところ行われていない。

一 国立病院及び国立療養所の増員については、従来から夜間看護体制の強化を中心とした増員を図つており、昭和五十五年度においても五八八人の増員を確保したところである。今後とも医療需要に対応した職員の増員については、努力してまいりたい。

二 国立病院、国立療養所の夜間看護体制の強化に伴う増員については、昭和四十五年度から昭和五十三年度までに二次にわたる年次計画をもつて増員を図り、一応の目標を達成し

放射線診療部門における診療報酬の改定に関する請願(二〇件)(第一二四五五・二五四九・二五五〇・二五五一・二五五二・二六〇九・二六一〇・二六一一・二六一二・二六一三・二六一四・二六一五・二六一六・二六五四・二七九五・二八一七・二八二八・二八三六・三三九〇・三四二三号)

同

放射線診療に使用する医療用レントゲンフィルムについては、昭和五十五年三月及び同年六月の二度にわたつて、告示価格の改正を行い、その適正化を図つてきたところであり、今後とも、告示価格の適正化に努力してまいりたい。放射線医療に関する診療報酬も含め診療報酬の改定については、医療経営の状況や、賃金、物価の動向等を総合的に勘案しつつ、慎重に対処していく必要があると考えている。

一 心臓病の手術等に必要な新鮮血液の確保については、患者・家族等の要望を踏まえ、昭和五十三年度から地域及び職場ぐるみのボランティア活動を基盤とする献血予約登録制度を設け、医療機関の需要に応じて必要な血液

たところであるが、更に一層の整備を図る方針で昭和五十四年度及び昭和五十五年度においてもそれぞれ二四二人、一四五人の増員を図つたところである。今後とも看護体制強化のための増員に引き続き努力してまいりたい。

三 国立病院、国立療養所に措置されている賃金職員の定員化については、極めて困難であり、増員分及び欠員補充に組み入れることによつて対処しているところである。

四 週休二日制実施のための増員を図ることは、現在の諸情勢からみて困難である。

五 現在の厳しい定員事情においては、いわゆる臨床指導者を増員することは極めて困難であるが、今後とも努力してまいりたい。

六 国立療養所は、結核患者の減少に伴い、漸次その機能の転換を図つてきており、専門外来部門について一部増員措置を講じているが、今後この分野の拡大及び増員に努めるとともに、手術室に必要な増員についても、看護婦総数を増すことによつて対処してまいりたい。

三四〇七・三四四八・三五五五・三七七〇・三九〇七号)

旧満州黒河省等の遺骨収集に関する請願(第二六・二三号)

同

国民健康保険に傷病手当・出産手当金等に関する請願(第二九四一号)

同

を確保する「新鮮血液確保対策推進事業」を実施し、これまで実施原を拡大してきたところである。

なお、本事業においてはその円滑な実施を図るため、予約登録者が献血するために必要な送迎用車借上費、本事業の担当者を日本赤十字社血液センターに配置するための経費等の補助も行つてきているところである。

今後とも新鮮血液の供給の円滑化を図るため、ボランティア活動を基盤とする本事業の拡充に努めてまいりたい。

二 小児慢性特定疾患治療研究事業は原則として入院治療をその対象としており、通院治療によつても十分な治療効果が期待でき、かつ通院医療費が相当高額にわたる疾患についてのみ、特例的に通院治療をもその対象としている。

慢性心疾患に対して通院治療をも小児慢性特定疾患治療研究事業の対象とすることについては、さらに検討してまいりたい。

三 更生医療は、一般医療によつてすでに治癒した障害者に対し、その日常生活能力又は職業能力を回復し、もしくは獲得させることを目的とするものであり、一般の内科的治療にまで対象を広げることには、制度の趣旨からして困難である。

中国東北地区(旧満州)における死没者の現地慰霊については、昭和五十五年に中国側の了解が得られ実現したところであるが、遺骨収集については、中国側の国民感情などから、現段階では実現は困難である。

一 国民健康保険において傷病手当金及び出産手当金を強制給付とし、すべての保険者に義務づけることは、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

二 助産費については、国は特別にその一部を

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三〇

補助しているところであるが、補助基準額を昭和五十五年十二月からすべての保険者について八万円に引き上げることとしているところである。

三 給付率の引上げについては、相当の保険料(税)の引上げを伴うこととなり、国民健康保険財政の現状からみて当面困難である。

なお、現在の厳しい国家財政状況の下では、国庫負担割合を引き上げるとは困難である。

四 国民健康保険料の減額賦課の基準については、毎年引上げを行ってきたところである。

五 国民健康保険事業の運営については、各市町村に国民健康保険運営協議会が設置され、事業運営上の重要事項について審議が行われる等、関係者の意見が反映されているところである。

公衆浴場は、国民の保健衛生上重要なものであることにかんがみ、公衆浴場業者に対する環境衛生金融公庫による融資については、貸付限度額及び貸付利率等に関し優遇措置を講じ、また、税制面においても、公衆浴場に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設ける等の措置を講じているところである。今後ともこれらの措置によつて対処してまいりたい。

本格的な高齢化社会の到来等に伴い、福祉需要は多様化し、かつ増加しつつあり、政府においては、社会福祉を長期にわたつて安定的かつ効率的に推進していくという見地のもとに、国民の福祉需要に適確に対応してまいりたい。

昭和三十八年の老人福祉法制定以来、百歳を迎えられた高齢者に、祝状と記念品を授与してきており、百歳長寿を慶賀し、祝意を表するという趣旨からは、現行の方式に特段の変更を加える必要はないと考える。

三五六〇・三六〇八・三六〇九・
三六一〇・三六一一・三六一二・
三六九八・三七七一・三七七二・
三八四八・三九一八・三九四一・
三九六六号)

国立大田病院の医療改善等に関する請願(三件)(第三六七六・三九〇八・三九二七号)

同

一 国立病院及び国立療養所の増員については、従来から夜間看護体制の強化を中心とした増員を図っており、昭和五十五年度においても五八八人の増員を確保したところである。国立大田病院についても、昭和五十一年度から昭和五十五年までの五年間に医師一名及び看護婦九名の増員を行つたところである。今後とも、医療需要に対応した増員については努力してまいりたい。

二 国立病院の診療科については、当該病院の診療機能、医師の確保状況、近隣医療機関の診療機能の実態等を勘案しそれぞれ設置しているものである。国立大田病院は、当該病院の診療機能に基づき一三の診療科を標ぼうし診療を行つているところであり、その診療機能について今後とも充実に努めてまいりたい。

三 救急医療体制の整備については、昭和五十二年度を初年度として体系的な整備を図っているところであるが、国立大田病院については、昭和五十三年度から病院群輪番制の病院として、休日、夜間における救急患者の診療に当たっており、今後とも地域の実情に沿つた救急医療体制の充実に努めてまいりたい。

四 基準看護については、国立大田病院は特一类の承認を受けており、これを特二類に変更するためには相当数の看護婦を必要とするため、現在の定員事情からみて極めて困難である。現在、国立病院については夜間看護体制の強化に伴う増員を逐次行つているところであり、既存の看護力の適正配置とその効率的運用により患者の看護の万全を期してまいり

公衆浴場の確保に関する請願(二件)(第二九五〇・二九七七号)

同

福祉の充実に関する請願(第三二六〇号)

同

百歳長寿者に対する祝金支給に関する請願(二十三件)(第三四三二・三四三七・三四四五・三五〇六・三五〇七・三五〇八・三五〇九・三五一〇・三五五八・三五五九・

同

積雪寒冷地の社会福祉施設における暖房確保のための措置費冬期加算引上げに関する請願(第三七二六号)

同

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(十七件)(第三九四三・三九七一・三九七二・三九七三・三九七四・三九七五・三九七六・三九七七・三九七八・三九七九・三九八〇・三九八一・三九八二・三九八三・三九八四・三九八五・三九八六号)

同

たい。

五 いわゆる臨床指導専任者を設置することについては、現在の厳しい定員事情においては極めて困難であるが、今後とも努力してまいりたい。

六 国立病院の病床数については、地域の医療需要、近隣医療機関の診療状況等を勘案して定めているところであり、現在、国立大田病院について増床する計画はない。

また、現在のサビス棟は昭和四十五年度に更新築を行ったものであり、現時点では更新築は必要ないものと考えている。

社会福祉施設の措置費については、従来から国民の消費動向及び物価動向等を総合的に判断して改善を図ってきており、石油製品の値上り等当面の物価動向には対応しているところである。

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。保育需要は、社会情勢等により変動するものと考えられるので、今後その動向を考慮しつつ検討してまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行つていくところであるが今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 無(未)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十五年度において、保育の給与を引き上げるとともに

に、定員九〇人以上の規模の施設については保育を二人から三人に増員するなど改善を図つたところであるが今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行つてきたところである。今後とも補助事業の充実に努めてまいりたい。

六 三歳以上児についても完全給食を実施することは、施設整備費や運営費に多額の財政負担を要するなど問題が多いので現在のところこれに踏みきる考えはない。

七 保育所運営費については、従来から改善に努めてきたところであり、昭和五十五年度においても所要の改善措置を講じたところである。今後とも、運営費の改善に努めてまいりたい。

八(一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に應じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう非常勤又常勤の保育の配置の措置を講じているところである。今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮しつつ適切に実施されるよう指導してまいりたい。

(二) 障害児の保育所における保育については、昭和四十九年度から試行的に助成措置を講じてきたところであるが、昭和五十三年度からは、中程度の障害児が入所措置されている場合、その障害児の数に応じて一定額を助成している。また、昭和五十五年度においても、対象児童を一、八二四人から二、三九八八人に増員するとともに、単価増を図つたところである。

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三二

(三) また、医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不相当と考えている。なお、入院患者についても特別の措置を講ずることは考えていない。

九 近年特に都市部において、乳児保育に対する要請が増大してきているが、乳児は、疾病・事故等に対して無力であり、また、将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期にあるので乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものと考えており、まず、育児休業(職)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要がある。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年、昭和五十四年度において対象の拡大を図つたところである。今後とも先の諸事情を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

十 保母等の労働条件の改善については従来から保母定数の改訂及び年休代替要員費の充実を図るなど、鋭意努力している。昭和五十五年において定員三〇人以下の保育所における非常勤保母の常勤化に伴う七〇〇人の増員、非常勤保母雇上費の充実など所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法違反の防止、職業性疾病の防止のための監督指導を重点的に行つており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、業務上疾病の認定基準に基づき、業務上の事由と認められれば保険給付を行つているところで

ある。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

十一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。今後ともより適正な基準の設定に努めてまいりたい。

十二 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、経過措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図つてい

十三 児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図つてきているところであるが、昭和五十五年においても、児童館・児童センターをそれぞれ七〇箇所を新設するとともに運営費の引上げを行うこととしてい

十四 児童手当制度の在り方については、引き続き検討してまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
二一〇円

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四 六六
〒105

官報

号外

昭和五十六年七月三日

○第九十四回国会 参議院会議録追録(その二)

件名	主 管 省	請 願 に 対 する 処 理 要 領
未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(二件)(第三九四七・三九四八号)	厚生省	引揚者に対しては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施し、さらに、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。 このほか、帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育、職業訓練、職業紹介、住宅のあつせん等を行つており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において環境に見合った現実的な生活設計のもとに、一日も早く安定した社会生活が営まれるよう措置しているところである。 今後においても、さらに、これらの定着化対策についての施策の充実強化を図つてまいりたい。
農業改良普及事業に関する請願(二件)(第八二・三三八六号)	農林水産省	農業改良普及事業は、我が国農業及び農村の発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。
農業改良普及事業及び農業試験研究	同	農業改良普及事業及び農業関係試験研究機関

究機関に関する請願(十件)(第八三・二五九・九〇九・一二八三・一三三・一三七・一七二六・一七七・一九一三・三五八七号)

農林漁業(畜業)における普及員制度等の堅持に関する請願(第一四一号)

農業改良普及事業・農業試験研究機関等農業関係行政組織の拡充強化に関する請願(二件)(第一六一・一八九号)

農業改良普及制度の拡充強化に関

に対する国庫補助事業は、我が国農業及び農村の発展のために重要な役割を果たしてきており、

(一) 農業改良普及事業については、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めるとともに、

(二) 農業関係試験研究に対する国庫補助事業については、地域農業の再編に資するため、県間及び国・県間の共同研究に重点を置きつつ、充実を図つてまいりたい。

農林漁業(畜業)における普及員制度は、我が国農林漁業及び農山村の発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、普及員及び職員等の資質の向上等を図り、農林漁業の改良、農林漁家生活の改善及び農山村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。

農業改良普及事業及び農業関係試験研究機関に対する国庫補助事業は、我が国農業及び農村の発展のために重要な役割を果たしてきており、

(一) 農業改良普及事業については、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めるとともに、

(二) 農業関係試験研究に対する国庫補助事業については、地域農業の再編に資するため、県間及び国・県間の共同研究に重点を置きつつ、充実を図つてまいりたい。

農業改良普及事業は、我が国農業及び農村の

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

する請願(第二九一号)

協同農業普及制度の縮小反対に関する請願(二件)(第五二七・五九三号)

同

発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。

農業改良普及事業は、我が国農業及び農村の発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。

同

「釣り人課」(仮称)新設に関する請願(八件)(第二一六・二八三三・二八四二・二八四八・二八五九・二九一三・二九五七・三三三八号)

通商産業省

産炭地域振興臨時措置法等(石炭関係六法の延長に関する請願(二件)(第二六二・二七五九号))

一 政府は、産炭地域の振興を図るため、産炭地域振興基本計画及び産炭地域振興実施計画を策定し、産炭地域における鉱工業等の導入を促進してきている。これらの計画の実施を図るため、産炭地域振興臨時措置法等に基づき、工場用地の造成、工業用水道の布設等の産業関連施設整備対策、老朽化した炭鉱住宅の改良、教育施設及び厚生施設の整備等の生活環境整備対策、地域振興整備公団による長期低利融資、国税及び地方税の優遇措置等の企業誘致対策等を行うとともに、産業関連施設、教育施設及び厚生施設等の整備に係る地方財政援助対策を行うなど、各般にわたる諸施策を講じてきている。

今後の産炭地域振興対策のあり方については、産炭地域の実情、昭和五十五年十一月十日の産炭地域振興審議会の答申、財政事情等を勘案しつつ、検討してまいりたい。

絹織物・絹製品輸入一元化立法の即時制定等に関する請願(第三三五七号)

同

二 他の石炭関係五法の延長の是非についても、今後の石炭政策のあり方全般に関する検討の一環として、産炭地域の実態、石炭鉱業の実情、炭鉱離職者の状況、鉱害復旧の状況等を考慮しながら、決定してまいりたい。

一 絹織物等絹製品の輸入一元化立法については、ガットとの関係等我が国の現在置かれている国際的立場から、極めて困難であると考えられる。

なお、政府としては、中国及び韓国との二国間協定の締結、輸入貿易管理令に基づく輸入管理体制の強化等により、絹織物等絹製品の秩序ある輸入の実現を図っているところである。

二 二国間協定数量の大幅削減については、現在、中国及び韓国と、昭和五十五年(韓国については昭和五十五年度)の我が国の絹織物の輸入量について協議を行っているところであり(中国とは、六月二十五日及び二十六日に第一回協議、九月二十五日及び二十六日に第二回協議、十一月二十八日及び二十九日に第三回協議、韓国とは、六月十八日及び十九日に第一回協議、九月十六日及び十七日に第二回協議、十一月十四日及び十五日に第三回協議を行った)、日本側は輸入量の大幅な削減を要求しているが、十二月一日現在、協議はいまだまとまるに至っていない。政府としては、引き続き相手国の理解を求め、輸入量の大幅な削減について両国と合意に達すべく、更に努力してまいる所存である。

地方バス路線運行維持に関する請願(第五三九号) 運輸省

地方バス路線については、経営の合理化と運賃の適正化を図るとともに、当該地域の実情に応じ、政府としても、地方公共団体と協力して所要の助成措置を講じているところであり、昭和五十五年度予算においては、車両購入費の一両当たりの補助限度額の引き上げ等その内容を

首都圏の鉄道高架線化促進に関する請願(第一六七七号)

同

長野地方貯金局の存置に関する請願(第一七六一号)

郵政省

充実し、これに要する経費として、約八五億円を計上している。

都市における鉄道の高架化は、連続立体交差化事業により、都市計画事業の一環として逐次その推進が図られてきたところであるが、政府としては、今後とも関係者間において協議の整ったものから、鋭意その推進が図られるよう努めてまいりたい。

政府において目下進めている為替貯金業務の総合機械化計画は、為替貯金業務のうち、現在二八の地方貯金局で行っている利子計算、原簿記録等の事務を九箇所の地方貯金局に集中するとともに、そのサブセンターとして一九箇所の貯金事務センター(仮称、以下同じ)を設置することによって事務処理を行うことを予定しているものである。こうした為替貯金業務処理の変化に対応し、かつ、「地方支分部局の整理再編成について」(昭和五十五年三月二十八日閣議決定)に基づき、昭和五十九年度末までに計画的に地方貯金局二八局を九局に再編成し、そのほかの一九局を貯金事務センターに改組することとしている。

長野地方貯金局は、再編成後の地方貯金局九局の一つとすることを予定している。

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(十五件)(第一八七五・一九六二・二〇四八・二二〇三・二二四六・二三〇九・二四〇三・二四五二・二五二二・二五二三・二五八三・二七一七・二七六八・二九一七・三八三七号)

同

一 日本電信電話公社(以下「公社」という。)では、身体障害者等が、公衆電話を便利に利用できるようにするため、安全性、利便性等を考慮して、車いすのままで容易に利用できるボックス式公衆電話及び低ポール式公衆電話を開発し、一部の地域において設置しているが、これらは電話機の取付位置を低くするとともに、特にボックス式のものについては床面積も通常ボックスの約三倍としているなど安全で、かつ利用しやすいよう配慮されているものである。

幹線自動車道建設促進に関する請願(第三三五号)

建設省

公社では今後とも身体障害者等の要望を考慮するとともに、用地確保に当たっては道路管理者等の協力を得ながら、このような公衆電話の設置について努めることとしているが、その推進について公社を指導してまいりたい。

二 郵便局舎の新増築等に際しては、窓口ロビーの出入口は、原則として身体障害者等の出入りを考慮して設計してきており、また、既設の局舎についても、地域の状況、局舎事情等を勘案のうえ、逐次整備改善を行ってきているところであるが、その推進については今後とも配意してまいりたい。

また、電話局等公社関係局舎の窓口施設の改善についても、公社において、前記郵便局舎に係る措置と同様趣旨により措置してきているところであるが、その推進については今後とも公社を指導してまいりたい。

地震防災対策強化地域内の長大橋整備に関する請願(二件)(第五四四・五九八号)

同

一 国土開発幹線自動車道建設法に定められた路線の新設に関する整備計画を決定するには、国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経ることが必要である。中国横断自動車道岡山米子線の落合町、岡山市間及び山陽自動車道の備前市、岡山市間については、すでに基本計画が策定され、現在整備計画策定に必要な調査を行っているところである。

二 中国横断自動車道岡山米子線及び山陽自動車道の整備計画区間については、日本道路公団において調査、地元協議、用地買収、工事を進めているところであり、今後とも事業の推進に努めてまいりたいと考えている。

東海地震の地震防災対策強化地域内の緊急輸送路・避難路については、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、地震対策緊急整備事業計画を作成し、橋梁(長大

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

米代川及び雄物川水系の水害に關する請願(第三七〇八号) 同

橋を含む。)等の整備を五箇年で実施することとしている。

一 水害の情報に關しては、水防警報、住民の避難誘導、救助、応急措置等についての情報があるが、このうち水防警報は、水防法に基づいて実施されるものである。水防警報は、降雨等により河川が増水し、洪水の状況となつた場合には、所轄工事事務所が水防の観点から、県を通じて水防管理団体に對し発するものである。

今後とも、水防警報の発令及び、その伝達については、適切に実施されるよう指導することとしている。

二 米代川及び雄物川は一級水系で、その幹川の主要区間は建設大臣の直轄管理区間としてゐる。これらの区間については、河川からの氾濫を防止し、水害を軽減防止するために、無堤地区の解消を最優先として、順次改修工事を実施中であり、築堤工事の進捗に伴つて水害防止の効果が上つてきているところである。

今後ともこの方針のもとに鋭意改修工事の進捗を図り水害の防止に努めることとしている。

三 河川改修の進捗を図るためには、必要な用地の取得が不可欠であるが、これらの取得に当たつては、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準」及び「同公共補償基準」に基づき関係者の理解のもとに、適切に実施してきたところである。

今後とも、これらの河川の改修に必要な用地の取得に当たつては、関係者の理解と協力を得たうえで、この基準にのっとり適切に処理することとしている。

四 内水災害は、築堤等の河川改修が進捗し、本川からの直接の氾濫がなくなり、それによる災害の発生が防止、軽減された後、堤内側

地方財政危機打開に關する請願(三件)(第一五一・二三三・二三一号)

自治省

身体障害者に対する地方行政改善に關する請願(十五件)(第一八七・一九六三・二〇四一・二二一〇・二二三九・二三〇一・二三九八・二四五三・二四九八・二四九九・二五五八・二七〇九・二七六一・二九〇八・三八三二号)

同

に生じた降雨により二次的に発生する災害である。

水害防止のための河川改修としては、先ず築堤、掘削等により、本川の氾濫を防止、軽減することが必要である。

しかし内水による水害についても、対策をたてる必要があるため、これら河川の改修状況や内水災害の実態を見ながら対処することとしている。

地方財政は、昭和五十年以降以降財源不足の状況に陥つており、こうした状況から脱却し、その健全性を回復するためには、国同様に徹底した歳出の節減合理化を行うほか、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実が必要であると考へているが、この問題は、国と地方との間の事務配分、これに伴う財源配分のあり方等に關連した基本的な問題であるので、税制調査会、地方制度調査会等におけるこうした基本的問題についての御意見を承りながら十分検討してまいりたい。

一 老人、病人等の身体的弱者の安全対策は、極めて重要であることから、従来から機会をとらえ、身体的弱者に対する安全避難の指導、近隣住民に対する協力の呼びかけ等を地域の実情に応じて実施するよう関係機関を指導してきているところであり、今後も関係機関の連携を一層密にしてできる限り身体的弱者の安全確保に努力してまいりたい。

二 障害者の生活環境改善については、中央、地方自治体の取組の実情に依りて、従来よりその指導を行つてきたところであるが、障害者福祉都市推進事業等の施策によつて、特に、公共施設の出入口のスロープ化、障害者用便所の整備等の構造改善について、重点を置いて取り組むよう指導を行つてきていると

地方事務官制度の廃止に関する請願(第三三八八号)

同

地方事務官問題は、長年の懸案であるが、各方面からその解決を求められている問題でもあるので、政府としては、問題の基本的解決の方向を見出すべく引き続き検討協議を進めることとしている。

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願(第三九四六号)

同

一 地方団体が高校の新増設を行う場合には、現在、国庫補助金のほか地方交付税及び地方債により所要の財源措置を講じているところである。

二 地方財政は、昭和五十年以降財源不足の状況に陥っており、こうした状況から脱却し、その健全性を回復するためには、徹底した歳入の節減合理化を行うほか、地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実が必要であると考えているが、この問題は、国と地方との間の事務配分、これに伴う財源配分のあり方等に関連した基本的な問題であるので、税制調査会、地方制度調査会等におけるこうした基本的問題についての御意見を承りながら十分検討してまいりたい。

明正選挙推進に関する請願(第一四二号)

同

公職選挙法の改正は選挙のルールづくりに関連する問題であるので、各政党間の論議の動向を踏まえて検討していかねばならないが、明正選挙の推進のためには今後とも努力してまいりたい。

第九十二回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

記

第九十二回国会

内閣受理件数

七十一件

処理案決定件数

七十一件

戦後強制抑留者の補償に関する請願(第一三三号)

件

名

主 所
管 省 官 房

請 願 に 対 す る 処 理 要 領

一 国際法上の見地よりは、敵軍の権力下に入つた軍人、軍属は、一般に捕虜として扱われるものであるが、国際法の問題を離れて論ずれば、これらの者が当時の戦陣訓等により、道義上及び軍律上非難を受くべき捕虜」という意味での「捕虜」でなかつたことはもちろんである。

二 ソ連地域の遺骨収集については、昭和五十四年七月、ソ連政府に対し申入れを行つたが、昭和五十五年八月、ソ連政府から現段階では、その申入れを受け入れることができないと回答してきたところである。しかし、今後とも機会あるごとにその実現について努力してまいりたい。

三 ソ連抑留者の労務により、ソ連が利益を得たという事実があつたとしても、法的には、我が国として、これを賠償の一形態とは認めていない。

栄典の授与及び叙勲は、国家又は公共に対する功労があつた者を対象とするものであり、ソ連抑留者を対象とすることは考えていない。

また、先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、戦後のソ連強制抑留者についてのみ特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上、極めて困難である。なお、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。

四 抑留に起因して障害を受けた者に対する処遇については、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの援護等の措置を

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三八

戦後強制抑留者補償要求実態調査
費予算計上に関する請願(第三二
号)

同

講じているところである。

五 抑留加算は、恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであつて、抑留者の個々の実態に応じてその割増率に差をつけることは適当でない。

一 先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、戦後のソ連強制抑留者についてのみ特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上極めて困難である。

また、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。

二 抑留に起因して障害を受けた者に対する処遇については、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの援護等の措置を講じているところである。

三 抑留加算は、恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであつて、抑留者の個々の実態に応じてその割増率に差をつけることは適当でない。

四 ソ連地域の墓参については、ソ連政府から通報のあつた二六箇所の墓地について、これまで二一箇所の墓参を実施してきたところであるが、残りの五箇所については、ソ連政府から許可が得られていない。しかし、今後引き続きその実現に努力してまいりたい。

五 ソ連地域の遺骨収集については、昭和五十四年七月、ソ連政府に対し申入れを行ったが、昭和五十五年八月、現段階では、その申

傷病恩給等の改善に関する請願
(第五〇号)

総理府
(本府)

入れを受け入れることができないと回答してきたところである。しかし、今後とも機会あるごとにその実現について努力してまいりたい。

六 以上述べた趣旨にかんがみ、実態調査のための経費を予算に計上することは考えていない。

一 特別加給は、重症者優遇の趣旨から昭和三十三年の法改正により設けられ、その後、他の恩給との均衡を考慮しつつ、その増額を行つてきたところであり、更にこれを増額することについては、今後とも慎重に検討してまいりたい。

二 扶助料の年額は、公務員が生前受けていた恩給の種類、その死亡の原因等に応じて定められているものであり、公務員が重度戦傷病者であるゆえをもつて更に扶助料の年額に特別な措置を講ずることは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶助料については、その遺族の置かれている特殊事情を考慮して逐年その改善に努めているところであり、昭和五十五年の法改正においても、その増額については特段の配慮をしているが、今後ともその給付の充実に努めてまいりたい。

三 重度戦傷病者に支給する傷病恩給を増額することについては、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設ける等その処遇の充実に配慮しているところであり、また、昭和五十五年の法改正においても、基本年額の特段の引上げを行つてはいるが、今後ともその給付の充実に努めてまいりたい。

四 重度戦傷病者の特別項症の最高七割増までの制限を撤廃すること及び各症状等差の金額を合算したものを支給することについては、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。

同(経済企
画庁)

物価高騰下における建設資材価格
安定等に関する請願(五十九件)
(第九八・九九・一〇〇・一〇一・
一〇二・一〇三・一〇四・一〇
五・一〇六・一〇七・一〇八・一
〇九・一一〇・一一一・一一二・
一一三・一一四・一一五・一一
六・一一七・一一八・一一九・一
二〇・一二一・一二二・一二三・
一二四・一二五・一二六・一二
七・一二八・一二九・一三〇・一
三一・一三二・一三三・一三四・
一三五・一三六・一三七・一三
八・一三九・一四〇・一四一・一
四二・一四三・一四四・一四五・
一五八・一五九・一六〇・一六
一・一六二・一六三・一六四・一
六五・一六六・一六七・一六八
号)

- 一 木材・建材等住宅建設諸資材の価格安定を
図ること、また、便乗値上げ、投機的行為等
を厳しく監視、監督することについては、
(一) 住宅建設諸資材等国民経済上重要な物資
については、需要に応じた供給の確保によ
る価格の安定を基本とし、必要に応じ、供
給確保のための機動的対策を実施すること
としている。
(二) 政府としては、関係省庁間で緊密な連絡
をとりつつ、木材・建材等住宅建設諸資材
の需給、価格動向を監視すること等により
便乗値上げの防止と需給の安定に努めるこ
ととしている。
二 特に主要住宅資材である木材・合板価格が、
乱高下を繰り返していることから、これを防
止するための適切な対策を早急に講ずること
については、木材の需給及び価格の安定を図
るため、政府は、従来から、主要木材につい
ての四半期ごとの短期需給見通しの作成・公
表と、これに即した安定輸入のための関係業
界に対する指導、木材の流通在庫、価格に関
する情報の収集及び提供、更に、木材の備蓄
事業の実施等の措置を講じているところであ
る。
三 零細建設業者等小口ユーザー向けの資材価
格情報を整備し、広く提供することについて
は、資材価格の情報は、財団法人建設物価調
査会または財団法人経済調査会が、資材別、
地域別、取引数量別等に、月毎、週毎または
旬毎に調査を実施し、発表しているところだ
がある。
四 「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連
物資等の買占及び売惜しみに対する緊急措置
に関する法律」等を積極的に運用することにつ
いては、現在の建設諸資材の需給、価格動
向からみて「国民生活安定緊急措置法」及び
「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対
する緊急措置に関する法律」により物資を指

私学に対する大幅国庫助成等に関
する請願(第二六号)

文部省

- 定する事態にはないものと考えて。
五 各自自治体において、物価監視機構を確立
し、必要な法律的権限を付与することにつ
いては、生活関連物資等の需給、価格動向を迅
速に把握し、不当な値上げが生じないよう国
と地方公共団体が密接な連携のもとに十分な
調査、監視を行っているところであり、今後
ともこのような監視体制を維持しつつ十分調
査、監視に努めてまいりたい。
一 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中
心に年々拡充を図ってきたところであり、授
業料等学費に対する直接的な助成を行うこと
は考えていない。
二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中
心に年々拡充を図ってきたところであり、私
立大学等経常費補助金の主要な積算項目はす
でに二分の一となつてゐる。
三 私立学校の施設・設備の整備・拡充及び教
員の増員については、その設置者である学校
法人が自主的に行うものである。
なお、教員については、その給与等を経常
費補助の対象としており、また、施設・設備
の整備資金については、日本私学振興財団が
長期低利の貸付けを行つており、年々これら
の充実を図つてゐるところである。
四 過疎地の私立高等学校については、昭和五
十三年以降、私立高等学校等経常費助成費
補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特
別補助」を計上し、年々その拡充を図つてい
るところである。
五 日本育英会の育英奨学事業については、逐
年拡充を行つてきたところである。
昭和五十四年度の私立学校の貸与月額・貸
与人員の大幅な拡充に引き続き、昭和五十五
年度には、国公立学校の貸与月額を増額する

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

四〇

過疎県の教職員定数確保に関する
請願(第二八号)

同

とともに、新たに専修学校生徒への奨学金貸与制度を創設するなどの拡充を図った。
また、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年度には、新たに私立短大を融資の対象に加えたほか、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等の事業の充実を図った。
なお、日本育英会奨学金の免除制度のあり方については、今後検討してまいりたい。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数については、従来から計画的にその改善を図ってきたところであるが、小学校の専科教員の充実、中学校の免許外教科担当教員の解消等を含む第五次改善計画を発足させ、その改善に努めているところである。

なお、昭和五十五年度においては、教職員定数が急激に減少することとなる県について、前年度定数の九八・五パーセントを保障する最低保障措置を講じたところであるが、昭和五十六年度においてこのような措置を講ずるかどうかにについては、今後検討してまいりたい。

教職員の退職勧奨年齢の男女差撤廃に関する請願(第二九号)

同

公立諸学校教職員の退職勧奨年齢は、当該任命権者がその任命権に基づき決定すべき事項であり、各任命権者において当該自治体の実態等に応じて決定しているところである。

身体障害者の福祉改善に関する請願(第五号)

厚生省

一 国民年金及び厚生年金の障害年金の水準については、従来よりその改善を図ってきたところである。また、年金制度が個々の制度ごとに目的や沿革を異にすることを考慮すれば、他の公的年金制度と一概に比較することは困難である。

二 福祉手当については、毎年その額の引上げを行っているところであるが、今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 障害福祉年金の額については、昭和五十五

年度においては、極めて厳しい財政事情の下で、出来る限りの改善を図っているところである。

四 厚生年金、国民年金等の年金制度は、相互連帯の精神に基づき、加入者の保険料納付により成り立っている社会保険制度であり、障害年金の支給要件として現行程度の拠出要件は必要であると考える。

五 在宅の重度身体障害者に対しては、福祉手当を支給するほか、家庭奉仕員・介護人派遣事業、在宅重度身体障害者緊急保護事業等の施策を講じているところであり、今後ともこれら在宅福祉対策の充実を図ってまいりたい。

六 傷病に係る治療費等については、既存の各種制度を中心に必要な給付を行ってきているところであり、その他に特別の補償措置を講ずる考えはない。

七 基準看護承認病院においては、入院患者の療養上必要な看護は行わなければならないこととなっており、重度身体障害者等を収容した場合も同様である。

今後とも、病院の看護を代替し、又は看護力を補充する付添看護が患者の負担によつて行われることのないように、指導の徹底を図ってまいりたい。

八 傷病手当金の支給水準を引き上げることにについては、他の同趣旨による所得保障制度との均衡と保険料負担への影響を考慮する必要がある、現在のところ考えていない。

九 常時の介護を必要とする身体障害者については、治療及び養護を行う施設である身体障害者療護施設等の整備充実に努めているところであるが、家族とともに入所できる施設については現在のところ考えていない。

十 厚生年金保険の福祉施設の場合、現在、厚生年金病院、厚生年金老人ホーム、厚生年金休暇センター等の施設があり、ほとんどの都

道府県にいずれかの施設が設置されている。

また、簡易保険施設については、簡易保険郵便年金保養センター、簡易保険郵便年金加入者ホーム等の施設があり、沖縄県を除いては、いずれの都道府県でも一箇所以上の施設が設置されている。

これらの施設については、身体障害者が支障なく利用できるよう、新築、増改築等の機会をとらえて、必要な措置を行つてきているところである。

なお、厚生年金の福祉施設が設置されていないところは、一府二県であり、これらの府県についても上記の機能を備えた施設を早急に設置することを検討しているところである。

十一 障害福祉年金の本人所得制限については、最近の所得の上昇等を勘案して、受給者が引き続いて受給できるよう緩和を図つてきたところであり、昭和五十五年において、障害福祉年金を受けられる年収の限度額を二〇八万円(夫婦二人世帯の場合)から二一六万四、〇〇〇円に引き上げたところである。

また、補装具については、交付を受けた者からその者の属する世帯の所得状況に依じて、費用を徴収することとしているが、現行の徴収基準が身体障害者にとつて過重な負担となつていないとは考えていない。

十二 重度の身体機能障害のため、独立して生活することに著しい制約を受けている脳性マヒ者等全身性障害者の日常生活上又は社会生活上抱える諸問題及びこれに対する福祉対策のあり方については専門的かつ慎重に研究する必要があるもので、現在のところ、厚生省社会局更生課内に「脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会」を設けたところであるが、明年度においても引き続きこの研究会において検討を行つてまいりたい。

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(第四八号) 同

食糧自給力の向上並びに米穀政策の確立に関する請願(二件)(第一六・三三三号) 農林水産省

十三 脊髄損傷治療技術の組織的・基礎的研究については、現在のところ行われていない。

一 国民年金制度は、他の公的年金制度の適用を受けられない者を対象としてつくられたものであり、福祉年金は本来他の公的年金と併給されるべき性格のものではない。

したがって、現在の併給制限を撤廃することは困難である。

二 戦傷病者の公務上の傷病に関しては、使用者の立場から戦傷病者特別援護法により全額国庫負担で療養の給付等を行つているところであり、公務上の傷病と因果関係のない一般疾病についてはまで療養の給付等を認めることは制度上困難である。

三 戦傷病者に対しては、戦傷病者特別援護法により、基幹的交通機関である国鉄の鉄道及び連絡船につき無賃取扱いを行つており、特に重度の戦傷病者については、介護者の同伴も認められているところである。所得保障面について逐年恩給法等の改正によりその充実が図られている現状から、更に各種交通機関の優遇措置を拡大することは困難であると考える。

四 戦傷病者に対して支給している補装具については、従来よりその内容の改善に努めてきたところであり、今後とも実情に即して検討してまいりたい。

一 今後の経済社会の動向に即した食糧・農業に関する基本政策については、先般、農政審議会から「八十年代の農政の基本方向」についての答申が行われ、その確立が図られたところである。

二 生産を振興すべき麦等の作物については、従来から、地域農業生産総合振興対策をはじめとして各般の施策を実施し、その生産条件の整備を図つているところである。

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十一回国会及び第九十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過 第九十三回国会において採択し、 四二

身体障害者に対する郵政行政改善
に關する請願(第九号) 郵政省

また、米麦等の流通については、食糧管理制度・運営の改善の一環として米流通についての検討を進めるとともに、麦については流通契約の推進とこれを尊重した政府の買入れ・売却を行う等その流通条件の整備に努めているところである。

三 食糧管理制度は、国民食糧の確保と国民経済の安定を図るという重要な役割を担っており、農家経済と消費者家計とに大きなかわりあいを持つているので、必要な運営の改善を図りながら今後とも制度の根幹は維持してまいりたい。

四 転作の円滑な推進を図るためには、転作条件の整備が重要であるので、今後とも土地基盤整備等各般の施策を講じて行くこととしてゐる。

また、水田利用再編第二期対策については、その円滑な推進が図られるよう、農業団体等の関係者の意見も聴きながら、鋭意検討を進めているところである。

一 日本電信電話公社(以下「公社」という。)では、身体障害者等が、公衆電話を便利に利用できるようにするため、安全性、利便性等を考慮して、車いすのままでも容易に利用できるボックス式公衆電話及び低ポール式公衆電話を開発し、一部の地域において設置しているが、これらは電話機の取付位置を低くするとともに、特にボックス式のものについては床面積も通常ボックスの約三倍としているなど安全で、かつ利用しやすいよう配慮されているものである。

公社では今後とも身体障害者等の要望を考慮するとともに、用地確保に当たっては道路管理者等の協力を得ながら、このような公衆電話の設置について努めることとしているが、その推進について公社を指導してまいりたい。

身体障害者に対する地方行政改善
に關する請願(第一号) 自治省

二 郵便局舎の新増築等に際しては、窓口ロビーの出入口は、原則として身体障害者等の出入りを考慮して設計してきており、また、既設の局舎についても、地域の状況、局舎事情等を勘案のうえ、逐次整備改善を行つてきているところであるが、その推進については今後とも配慮してまいりたい。

また、電話局等公社関係局舎の窓口施設の改善についても、公社において、前記郵便局舎に係る措置と同様趣旨により措置してきているところであるが、その推進については今後とも公社を指導してまいりたい。

一 老人、病人等の身体的弱者の安全対策は、極めて重要であることから、従来から機会をとらえ身体的弱者に対する安全避難の指導、近隣住民に対する協力の呼びかけ等を地域の実情に応じて実施するよう関係機関を指導してきているところであり、今後関係機関の連携を一層密にしてできる限り身体的弱者の安全確保に努力してまいりたい。

二 障害者の生活環境改善については、中央心身障害者対策協議会での検討を踏まえつつ、地方自治体の取組の実情に応じて、従来よりその指導を行つてきたところであるが、障害者福祉都市推進事業等の施策によつて、特に、公共施設の出入口のスロープ化、障害者用便所の整備等の構造改善について、重点を置いて取り組むよう指導を行つてきているところである。

昭和五十六年五月八日

参議院議長 徳永 正利殿

国会议法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十三回国会の開会中貴院において採択され、内閣に

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 中曾根康弘

送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十三回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第九十三回国会

内閣受理件数
四五六件

処理案決定件数
四五六件

件	名	主 所 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願(第四一四号)		内閣官房	一 国際法上の見地よりは、敵軍の権力下に入つた軍人、軍属は、一般に捕虜として扱われるものであるが、国際法の問題を離れて論ずれば、これらの方々が、当時の戦陣訓等により道義上及び軍律上非難を受くべき「捕虜」という意味での「捕虜」でなかつたことはもちろんである。 二 ソ連地域の遺骨収集については、昭和五十四年七月、ソ連政府に対し申入れを行つたが、昭和五十五年八月、ソ連政府から現段階では、その申入れを受け入れることができないと回答してきたところである。しかし、今後とも機会があるごとに、その実現について努力してまいりたい。 三 ソ連抑留者の労務により、ソ連が利益を得たという事実があつたとしても、法的には、我が国として、これを賠償の一形態として認めていない。 栄典の授与及び叙勲は、国家又は公共に対する功労があつた者を対象とするものであるが、ソ連抑留者を対象とすることは考えていない。 また、先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、戦後のソ連抑留者についてのみ特別な措置を講ずることは、他の国民

国際障害者年に関する請願(第五号)

(総
理
府
本
府)

に対する処遇との均衡上、極めて困難である。なお、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。

四 抑留に起因して障害を受けた者に対する処遇については、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの援護等の措置を講じているところである。

また、温泉保養所については、近年、各種の施設が整備されてきているので、独自の施設を設けることは考えていない。

五 抑留加算は、恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであつて、抑留者の個々の実態に応じてその割増率に差をつけることは適当でない。

政府は、国際障害者年については積極的に取り組むこととし、このため、総理府に設置されている中央身障害者対策協議会において国際障害者年に関する施策の基本的事項について調査審議するとともに、国際障害者年に係る施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、総理府に国際障害者年推進本部を設けている。

中央身障害者対策協議会は、昭和五十五年八月十二日に「国際障害者年事業の在り方について」をまとめ、国際障害者年推進本部は、これを受けて「国際障害者年事業の推進方針」を昭和五十五年八月十九日に決定し、現在、同推進方針に沿つて努力しているところである。

また、国際障害者年を契機とする長期的展望に立つた障害者対策の在り方については、現在、中央身障害者対策協議会において調査審議が進められており、政府は、国際障害者年推

国際障害者年施策実現に関する請願(二件)(第一〇二・一〇四一号)

同

進本部を中心として、この審議結果及び関係審議会等の意見をも得つつ、総合的かつ効果的な施策の推進に努めてまいりたい。

政府は、国際障害者年については積極的に取り組むこととし、このため、総理府に設置されている中央心身障害者対策協議会において国際障害者年に関する施策の基本的事項について調査審議するとともに、国際障害者年に係る施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、総理府に国際障害者年推進本部を設けている。

中央心身障害者対策協議会は、昭和五十五年八月十二日に「国際障害者年事業の在り方について」をまとめ、国際障害者年推進本部は、これを受けて「国際障害者年事業の推進方針」を昭和五十五年八月十九日に決定し、現在、同推進方針に沿って努力しているところである。

また、国際障害者年を契機とする長期的展望に立つた障害者対策の在り方については、現在、中央心身障害者対策協議会において調査審議が進められており、政府は、国際障害者年推進本部を中心として、この審議結果及び関係審議会等の意見をも得つつ、総合的かつ効果的な施策の推進に努めてまいりたい。

政府としては、同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を尊重し、所要の施策の推進に努めているところである。

一 旧軍人・軍属等の在職年に算入する加算年を改定することについては、加算年の取扱いは、当時における戦況等の実態を考慮し、戦争又は戦争に準ずべき事変、加算年の程度、加算の期間及び地域並びに戦務の範囲を勅裁によつて定めていたものであり、これを現時点で見直すことは加算年制度の基本的な在り

恩給改善に関する請願(第一九八号)

同

方を変更することとなるので適当でない。
二 旧軍人・軍属等の在職年を厚生年金、国民年金に算入することについては、厚生年金、国民年金は相互連帯の精神に基づき、すべての加入者が保険料を納付することを前提に組み立てられている制度であり、このような一般国民を対象とする社会保障制度において、旧軍人・軍属等の在職期間だけを特例的に取り扱うことはできない。

一 恩給改善の基本的方針として、国家補償制度を確立及び堅持することについては、恩給は、永年公務に従事した者、戦没者遺族、戦傷病者等に対する国の補償として支給するものであるが、戦後においては、社会経済情勢の著しい変化、関連諸制度の画期的な変革等により必ずしも戦前の恩給制度そのままの姿ではなく、戦後における社会保障的な考え方を随所に取り入れてきている。しかしながら、恩給が国の補償であり、それにふさわしい処遇がなされるべきであるという基本的な考え方は、戦前も戦後も変わらないものと考えている。

二 旧軍人等の加算年の取扱いについては、受給者の実態を考慮しつつ、逐次所要の改善措置を講じてきたところであり、現在では、五十五歳未満の者については、俸給年額の百五十分の五十から実在職年の年数が最短恩給年限に不足する一年ごとに百五十分の三・五を減算し、五十五歳以上の者については、この減算を行わないこととし、更に、六十歳以上の高齢者並びに傷病者及び妻子については、これらの者を優遇する趣旨から加算年を金額計算の基礎に算入することとしているが、六十歳未満の者に対する加算年に係る制限を更に緩和することについては、その対象者が比較的若年の方であり、最近における他の公的年金制度の動向等との均衡を考慮し

旧満洲航空株式会社従業員を恩給一同

でも適當でない。

三 普通恩給及び扶助料の最低保障額を加算年を算入した在职年に応じた額とすることについては、恩給における最低保障の制度は、他の公的年金制度における最低保障に倣い、公務員として長期間勤務した者の恩給年額が余りにも低額であることは好ましくないもので、その低額恩給を改善するという趣旨から昭和四十一年に設けたものであるが、その後、この額の引上げに伴い、長期在职者と短期在职者との間の恩給年額に格差が生じたため、短期在职者についても長期在职者と同样に實際に勤務した年数に着目し、特例として最低保障を設けたものである、この制度本来の趣旨及び沿革から見て適當でない。

四 旧軍人の仮定俸給は、戦前から階級ごとに

実俸給を大幅に上回る額が決められており、それを増額してきたものが現在の仮定俸給となつてゐるのであり、この点において一般文官の仮定俸給とは基本的に異なつた性格のものである。したがつて、昭和二十三年の新給与制度実施前の退職者とその後の退職者との仮定俸給の均衡を図る趣旨から過去数回にわたつて行われた旧文官の仮定俸給の是正措置等を、旧軍人の仮定俸給にそのまま当てはめることには問題がある。しかし、一方では、同じ時期に退職した文武官の仮定俸給に差があることは適當でないという考え方もあるもので、昭和四十四年、昭和四十七年及び昭和五十二年から五十四年までの法改正によつて六十歳以上の高齢者、傷病者及び遺族について仮定俸給の引上げを行つてゐるところであるが、更に、昭和五十六年の法改正において、長期在職の旧軍人又はその遺族で七十歳以上の者等に係る仮定俸給を二号俸引き上げることとしてゐる。

旧満洲航空株式会社を外国特殊機関に指定し

法令にいう外国特殊機関職員指定
に関する請願（三件）（第八九五・
二五八二・二七三九号）

旧满洲棉花協會等を恩給法による
外国特殊機關指定に關する請願
(十五件)(第二〇九一・一一五八・
一一九九・一二〇〇・一二一七・
一二七二・一二七七・一二七八・
一二九五・一三〇五・一四三四・
一七九七・一八二六・二〇六七・
二二八〇号)

旧中華航空株式會社従業員を恩給
 法令にいう外国特殊機關職員指定
 に関する請願(十六件) (第一一五
 九・一二〇一・二五八三・二六五
 六・二七四〇・二七四一・二七四
 二・二七四三・二七四四・二七四
 五・二八四二・二八四三・二八四
 四・二八四五・二八四六・二八四
 七号)

物価高騰下における建設資材価格
安定等に関する請願(四十八件)
(第三四・一四〇・一四四・一四
五・一六〇・一六一・一六二・一
七〇・一九〇・一九一・一九二・

てその職員期間を公務員としての在職年に通算することについては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度であり、現在、特定の外国特殊機関の職員としての在職期間を通算することとしているのは、組織の性格、業務の内容、人事交流の態様等当該機関の実態を考慮した特例的な措置であるので、旧満洲航空株式会社の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適当でない。

旧満洲棉花協會、旧華北棉產改進會及び旧華中棉產改進會を外国特殊機關に指定してその職員期間を公務員としての在職年に通算することについては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度であり、現在、特定の外国特殊機關の職員としての在職期間を通算することとしているのは、組織の性格、業務の内容、人事交流の態様等当該機關の実態を考慮した特例的な措置であるので、旧満洲棉花協會、旧華北棉產改進會及び旧華中棉產改進會の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適当でない。

旧中華航空株式會社を外國特殊機關に指定してその職員期間を公務員としての在職年に通算することについては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度であり、現在、特定の外國特殊機關の職員としての在職期間を通算することとしているのは、組織の性格、業務の内容、人事交流の態樣等當該機關の実態を考慮した特例的な措置であるので、旧中華航空株式會社の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適當でない。

一 木材・建材等住宅建設諸資材の価格安定を図ること。また、便乗値上げ、投機的行為等を厳しく監視、監督することについては、

(一) 住宅建設諸資材等国民経済上重要な物資については、需要に応じた供給の確保によ

昭和五十六年七月三日 参議院會議録追録(その二) 第九十三回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

四六

二〇五・二〇六・二四・二
五・二六・二二一・二二二・二
三三・二三七・二六〇・二六二・

二七三・二七四・二九九・三〇〇・三〇一・三三三・三四五・三
四六・三八五・四〇九・四一〇・
四一一・四三七・四三八・四五
八・四九二・五四八・六二九・六

九九・七一四・七四二・七四三・
九六八・一〇六九・一二七〇・一
六七一号)

る価格の安定を基本とし、必要に応じ、供給確保のための機動的対策を実施することとしている。

(二) 政府としては、関係省庁間で緊密な連絡をとりつつ、木材・建材等住宅建設諸資材の需給、価格動向を監視すること等により、便乗値上げの防止と需給の安定に努めることとしている。

一特に主要住宅資材である木材・合板価格が、乱高下を繰り返していることから、これを防止するための適切な対策を早急に講ずる

ことについては、木材の需給及び価格の安定を図るため、政府は、従来から、主要木材についての四半期ごとの短期需給見通しの作成・公表と、これに即した安定輸入のための関係業界に対する指導、木材の流通在庫、価格に関する情報の収集及び提供、更に、木材の備蓄事業の実施等の措置を講じているところである。

二 零細建設業者等小口ユーザー向けの資材価格情報を整備し、広く提供することについては、資材価格の情報は、財団法人建設物価調査会又は財団法人経済調査会が、資材別、地域別、取引数量別等に、月毎、週毎又は旬毎に調査を実施し、発表しているところである。

四「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等を積極的に運用することについては、現在の建設諸資材の需給、価格動向からみて「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」により物資を指定する事態にはないものと考ええる。

五、各自治体において、物価監視機構を確立し、必要な法律的権限を付与することについては、生活関連物資等の需給、価格動向を迅速に把握し、不当な値上げが生じないよう国

北上川の水質汚濁防止のための新
中和処理施設の維持管理に関する
請願（第七八五号）

同
(環境庁)

北方領土復歸實現に関する請願 外務省
(第二〇九三号)

と地方公共団体が密接な連携のもとに十分な調査、監視を行っているところであり、今後ともこのような監視体制を維持しつつ十分調査、監視に努めてまいりたい。

新中和処理施設の維持管理については、「北
上川水質汚濁対策各省連絡会議（環境庁、林野
庁、通商産業省、建設省及び自治省より構成）
において、新中和処理施設の稼働までに結論を
得るものと了解されており、今後関係省庁間で
鋭意協議を行い、早急に維持管理に関する実施
主体の在り方等について結論を得ることとした
い。

齒舞群島・色丹島・國後島・択捉島の北方四島は歴史的にもまた法的にも我が國固有の領土であり、その祖国復帰は広く國民の願望であるにも拘らず、未だ実現をみるに至らず、戦後三十五年余を経た今日なお、ソ連の不法な占拠の下に置かれていることは誠に遺憾である。

更に、最近の北方領土におけるソ連の軍備強化の動きは、政府・國民とも重大に受けとめざるを得ないものである。

政府としては、北方四島の一括返還を実現して平和条約を締結するとの一貫した基本方針の下に、あらゆる機会をとらえソ連に対し、北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間に眞の友好善隣關係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきた。

伊東外務大臣は、昭和五十五年九月二十三日、第三十五回国連総会一般討論演説において、北方領土におけるソ連の軍備強化にも言及しつつ、日ソ両国間の最大の懸案たる北方領土問題を直接とりあげ、この問題に対する我が国の基本的立場を広く国際世論に訴えた。翌二十四日、伊東外務大臣はグロムイコ外相と会談

婦人の権利確立に関する請願（第六号）
同

し、北方領土返還要求は日本国民の総意に基づくものであり、早急に領土問題を解決して平和条約を締結すべき旨、また、北方領土におけるソ連の軍備強化は、日ソ友好に逆行するものである旨強調した。

また、政府は、昭和五十六年一月六日の閣議で、一八五五年の日露通好条約の調印日にちなんで「二月七日」を「北方領土の日」とすることを決めた。

しかるにソ連は、我が国の北方領土返還要求が累次の国会決議に示される如く国民の総意であることを理解しようとせず、また、「北方領土の日」を真の日ソ友好の新たな出発点とせんと我が国の真意を解さず、一月二十日、「北方領土の日」設定等に関連し、我が国の北方領土返還要求運動を「ソ連に対する非友好的キャンペーンである」として非難する口頭声明を行った。

これに対し、同月二十八日政府は、我が国の北方領土返還要求は、北方領土問題を解決し真の日ソ友好善隣関係を確立せんとする日本国民の総意であり、ソ連がかかる日本国民の真意を正しく理解し、真の友好善隣関係の発展にふさわしい態度を示すことを強く求める旨の申し入れを行った。

政府としては、今後とも北方領土返還に対する国民的世論の高まりとその支持を背景に、我が国の立場を明確に貫き、通すべき筋を通すという毅然たる態度で粘り強い対ソ折衝を行っていく所存である。

一 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」については、政府は、昭和五十五年六月の婦人問題企画推進本部申合せの趣旨にのっとり、我が国国内行動計画後半期における重点課題として、本条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることとし、関係各省庁において既にこのための検討

を開始しており、「国連婦人の十年」後半期に向けて提出された婦人問題企画推進会議意見をも踏まえつつ、今後とも積極的に取り組んでまいりたい。

二 一九八五年の「国連婦人の十年」世界会議については、すでに国際連合第三十五回総会においてその開催が決議されているが、開催地については、ケニアが再三公式に立候補の意図を表明しており、国連においても一九八〇年世界会議を先進国（アンマーク）で開催したこととの関連で一九八五年会議は開発途上国での開催を優先する空気が強い。政府としては、こうした事情も十分見極めつつ、日本での開催問題について今後とも検討してまいりたい。

三 婦人の労働条件と母性保障に関するILO条約については、関係国内法令との整合性について種々の問題があるが、婦人労働及び母性給付に関する国内法令の在り方等については関係省庁及び審議会において検討が重ねられているところであり、政府としては、その結果を踏まえ、条約の批准についても検討してまいりたい。

また、婦人の労働条件と母性保障に関する勧告についても、政府として必要な施策を進めるに当たり、今後ともその趣旨等を尊重してまいりたい。

四 「国連婦人の十年」の我が国国内行動計画には、婦人が主体的選択によつて、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ち得るよう、固定的な男女の役割分担意識を見直すとともに、婦人に対する不平等な慣行を是正し、婦人が多面的な責任を調和させつつ、その能力を十分に発揮することができるよう社会環境を整備する旨明記されており、これを完全に実現するため、今後とも一層努力してまいりたい。

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准等に関する請願(五件)(第八七三・八七四・八七五・八七六・八七七号) 同

一 「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」については、政府は、昭和五十五年六月の婦人問題企画推進本部申合せの趣旨にのっとり、我が国国内行動計画後半期における重点課題として、本条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることとし、関係各省庁において既にこのための検討を開始しており、「国連婦人の十年」後半期に向けて提出された婦人問題企画推進会議意見をも踏まえつつ、今後とも積極的に取り組んでまいりたい。

二 一九八五年の「国連婦人の十年」世界会議については、すでに国際連合第三十五回総会においてその開催が決議されているが、開催地については、ケニアが再三公式に立候補の意図を表明しており、国連においても一九八〇年世界会議を先進国(デンマーク)で開催したこととの関連で一九八五年会議は開発途上国での開催を優先する空気が強い。政府としては、こうした事情も十分見極めつつ、日本での開催問題について今後とも検討してまいりたい。

三 婦人の労働条件と母性保障に関するILO条約については、関係国内法令との整合性について種々の問題があるが、婦人労働及び母性給付に関する国内法令の在り方等については関係省庁及び審議会において検討が重ねられているところであり、政府としては、その結果を踏まえ、条約の批准についても検討してまいりたい。

また、婦人の労働条件と母性保障に関する勧告についても、政府として必要な施策を進めるに当たり、今後ともその趣旨等を尊重してまいりたい。

四 「国連婦人の十年」の我が国国内行動計画には、婦人が主体的選択によつて、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ち得るよう、固定的な男女の役割分担

高校新增設に対する国庫補助増額等に関する請願(五件)(第一四一・二三四・四一九・四二〇・二一六七号)

文部省

意識を見直すとともに、婦人に対する不平等な慣行を是正し、婦人が多面的な責任を調和させつつ、その能力を十分に発揮することができるよう社会環境を整備する旨明記されており、これを完全実現するため、今後とも一層努力してまいりたい。

一 公立高等学校新增設に係る財源措置については、高校生急増問題に対処するため昭和五十一年度から昭和五十五年度までの五年間の緊急対策として、一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助してきたところであるが、昭和五十六年度以降においても高校生の増加傾向が続くことにかんがみ、これを五年間延長することとし、昭和五十六年度予算においては百二十九億円を計上している。

二 高校用地取得費の国庫補助については、義務教育施設の場合においても一般的には実施していない等の事情にあるところから、これを補助の対象とすることは極めて困難である。

三 国有地の処分に当たっては、公用、公共用に優先的に充てることがなっており、その最も有効な利用を図るべく各方面からの要望をも勘案しつつ慎重に行うこととしている。高校用地としての利用要望についてもこの方針の中で十分配慮してまいりたい。また、米軍施設・区域の返還については、地元の要望を踏まえ努力を続けているところであるが、返還は非常に困難になつてきているという実情にある。

四 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、教育条件の維持向上と学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助の充実に努めてきたところである。

五 心身障害児の後期中等教育については、心

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の存続に関する請願 (第七八六号)	同
婦人差別撤廃のため教育課程平等に関する請願(二件)(第八八一・八八二号)	同
教職員定数の最低保障率存続に関する請願(第九一〇号)	同

身の障害の種類及び程度に応じて、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を中心に行われているが、これら教育機関の整備のため、公立学校設置者に対し、施設費、職業教育設備費、クラブ活動設備費等について補助を行うとともに、障害児の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、学校給食費等の就学奨励費を支給するために必要な経費についても予算措置を講じている。

六 公立の義務教育諸学校及び高等学校等の学級編制及び教職員定数については、従来から計画的にその改善を図ってきたところであるが、更に教育条件の一層の充実を図るため、昭和五十五年度から十二年計画で小・中学校の四十人学級の実現をはじめとする学級編制及び教職員定数の改善を行うこととしたところである。この計画の円滑な実施に努めてまいりたい。

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与は、昭和五十六年度においても継続することとしている。

現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応ぶり等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

昭和五十六年度においても、児童生徒数の急減により教職員定数の大幅な減が見込まれる県について、前年度定数の九八・五パーセントを保障する最低保障措置を引き続き行うこととしている。

同
高校新增設費国庫補助増額等に関する請願(十二件)(第一六七九・一六八〇・一八〇六・一八四一・一八四二・一八四三・二〇二四・二〇二五・二〇五九・二二六八・二二六九・二四三一号)

一 公立高等学校新增設に係る財源措置については、高校生急増問題に対処するため昭和五十一年度から昭和五十五年までの五年間の緊急対策として、一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助してきたところであるが、昭和五十六年度以降においても高校生の増加傾向が続くことにかんがみ、これを五年間延長することとし、昭和五十六年度予算においては百二十九億円を計上しているところである。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上と学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助の充実に努めてきたところである。

三 心身障害児の後期中等教育については、心身の障害の種類及び程度に応じて、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を中心に行われているが、これら教育機関の整備のため、公立学校設置者に対し、施設費、職業教育設備費、クラブ活動設備費等について補助を行うとともに、障害児の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、学校給食費等の就学奨励費を支給するために必要な経費についても予算措置を講じている。

四 公立の義務教育諸学校及び高等学校等の学級編制及び教職員定数については、従来から計画的にその改善を図ってきたところであるが、更に教育条件の一層の充実を図るため、昭和五十五年度から十二年計画で小・中学校の四十人学級の実現をはじめとする学級編制及び教職員定数の改善を行うこととしたところである。この計画の円滑な実施に努めてまいりたい。

五 高校用地取得費の国庫補助については、義務教育施設の場合においても一般的には実施していない等の事情にあるところから、これ

大幅私学助成に関する請願(六件)
(第三八八・二四〇〇・二四八
六・二五〇三・二五九九・二七九
〇号)

同

を補助の対象とすることは極めて困難である。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目はすでに二分の一となつてゐる。

三 私立学校の教員の増員及び施設・設備の整備・拡充については、その設置者である学校法人が自主的に行うものである。なお、教員についてはその給与等を経常費補助の対象としており、また施設・設備の整備資金については日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行つており、年々これらの充実に図つてゐるところである。

四 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、逐次拡充を図つてきたところであり、昭和五十六年度予算においても、大学院及び専修学校の貸与人員を増員する等の拡充を図ることとしている。

なお、昭和五十四年度に私立学校、五十五年度に国公立学校について大幅な拡充を図つたところである。

また、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助についても、昭和五十六年度予算においては、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等の改善を図ること

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(十一件)(第二四〇二・二四三二・二四七五・二四八七・二五〇二・二五二四・二五九六・二五九七・二五九八・二六一四・二七七六号)

同

としてゐる。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図つてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図つてきたところであり、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目はすでに二分の一となつてゐる。

三 私立学校の教員の増員及び施設・設備の整備・拡充については、その設置者である学校法人が自主的に行うものである。なお、教員についてはその給与等を経常費補助の対象としており、また施設・設備の整備資金については日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行つており、年々これらの充実に図つてゐるところである。

四 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

五 高校生の急増に対処するため、昭和五十一年度から私立高等学校新増設建物整備費補助金を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

六 日本育英会の育英奨学事業については、逐次拡充を図つてきたところであり、昭和五十六年度予算においても、大学院及び専修学校の貸与人員を増員する等の拡充を図ることとしている。

なお、昭和五十四年度に私立学校、五十五年度に国公立学校について大幅な拡充を図つたところである。

また、日本私学振興財団を通じて実施して

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(五十四件)(第二・八・九・十・十一・十二・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・一〇五・一〇九・一六三・七三二・七八九・八四六・一五二三号)

厚生省

いる私立大学奨学事業援助についても、昭和五十六年度予算においては、学生一人当たり融資限度額を引き上げる等の改善を図ることとしている。

一 療養給付費補助金については、従来の療養の給付費等の額の二五パーセントの補助を、昭和五十三年度より、組合の財政力等を勘案して二七パーセントから四〇パーセントに引き上げたところであり、療養給付費補助金の増率は考えていない。

二 国民健康保険組合臨時調整補助金については、昭和五十六年度予算において、高額療養費に対する補助を含め、対前年度比十一・四パーセント増の八十八億円を予定しているところである。

三 国民健康保険制度の改正については、現在検討を進めている老人保健医療制度に関する法案の推移をみながら検討に着手したい。

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。保育需要は、社会情勢等により変動するものと考えられるので、今後もその動向を考慮しつつ検討してまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行つているところであるが今後もその改善に努めてまいりたい。

三 無(本)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考へており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じた十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十六年度

二五・九五二・九七〇・一〇三八・二〇五九・二〇九七・二二六六・一八八八・二八一二号)

において、保母の給与を引き上げるとともに、定員七〇人以上の規模の施設については保母を二人から三人に増員するなど改善を図ることとしているところであり、今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行つてきたところである。今後とも補助事業の充実に努めてまいりたい。

六 三歳以上児に完全給食を実施することについては、施設整備費や運営費に多額の財政負担を要するなど問題が多いので、現在のところこれに踏みきる考えはない。

七 保育所運営費については、従来から改善に努めてきたところであり、昭和五十六年度においても所要の改善措置を講ずることとしている。今後とも、運営費の改善に努めてまいりたい。

八(一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保母の時差出勤等ができるよう非常勤又は常勤の保母の配置の措置を講じているところである。今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮しつつ適切に実施されるよう指導してまいりたい。

(二) 障害児の保育所における保育については、昭和四十九年度から試行的に助成措置を講じてきたところであるが、昭和五十三年度からは、中程度の障害児が入所措置されている場合、その障害児の数に応じて一定額を助成している。また、五十六年度においても、対象児童を二二九八人から二六

一八人に増員するとともに、単価増を図ることとしている。

(三) 医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不相当と考えている。なお、入院患児についても特別の措置を講じることは考えていない。

九 乳児保育については、近年特に都市部に於いて需要が増大してきているが、乳児は、疾病・事故等に対して無力であり、また、将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期にあるので乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものと考えており、まず、育児休業(職)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要がある。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年度、昭和五十四年度に引き続き、昭和五十六年度においても対象の拡大を図ることとしている。今後とも先の諸事情を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

十 保母等の労働条件の改善については従来か

ら保母定数の改定及び年休代替要員費の充実を図るなど、鋭意努力している。昭和五十六年度においては、業務省力化等勤務条件改善費の新設のほか、非常勤保母雇上費の充実など所要の改善措置を講ずることとしている。

また、保育所等における労働基準法違反の防止、職業性疾病の防止のための監督指導を重点的に行っており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、業務上疾病の認定基準に基づき、業務上の事由と認められれば保険給付を行っているところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

十一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務

高齢者の福祉充実に関する請願 同
(第一〇七号)

務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。今後ともより適正な基準の設定に努めてまいりたい。

十二 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に對し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措施として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

十三 児童厚生施設については、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図つてきているところであるが、昭和五十六年度においても、児童館・児童センターをそれぞれ七〇箇所新設するとともに運営費の引上げを行うこととしている。

十四 児童手当制度については、昭和五十六年度は低所得層について手当額を引き上げるなど現行制度の手直しを行うこととしているが、制度の将来の在り方については今後とも検討を進めてまいりたい。

一 我が国の年金制度は、昭和三十六年に国民皆年金体制が整い、以後逐次その改善が図られてきており、昭和五十五年度においては、

厚生年金の老齢年金の標準的な年金額は夫婦で月額十三万六千五百円に引き上げられ、国民年金の老齢年金の年金額は、二十五年加入の夫婦で、付加年金を含め、月額九万四千円に引き上げられたところである。

二 老人保健医療制度については、高齢化社会の到来に對し、健康な老後を確保するとともに、その費用負担の公平化を図るための制度を設ける必要があり、そのため、所要の法案を提出するよう現在、検討を進めているところである。

三 高齢者の雇用拡大については、昭和六十年までに六十歳定年が一般化するよう積極的に定年延長を促進するとともに、高齢者の再就職の促進に努め、六十歳台前半層についても定年延長を含めた雇用の延長をはじめ、シルバー人材センターなどこれらの年齢層の多様な就労希望に応じた対策を進めてまいりたい。

なお、労働能力等からみて、一般労働市場にはなじみにくい高齢者については、高齢者無料職業紹介所の充実等を図り、就労機会の提供に努めてまいる所存である。

四 老人福祉施設の補助単価の引上げについては、建築価格の動向等を勘案のうえ、毎年単価の見直しを行っているところであり、昭和五十六年度においては七・三パーセントの引上げを行うこととしている。

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十三回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五四

国立腎センター設立に関する請願 (十件) (第一四八・四八〇・七一 一・九二二・九六三・一〇八七・ 一二三九・一三〇一・二六五一・ 二七一八号)	同
中国残留元日本人孤児の里帰りに 関する請願(第二六八号)	同
腎炎、ネフローゼ等の腎疾患については、昭和四十八年度から研究班を組織し、その成因、治療法及び予防法について鋭意研究を推進しているところである。 また、腎不全患者のための医療機関の整備については、現在、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備しており、特に、国立佐倉療養所を昭和五十四年度より国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。	中国残留孤児から厚生省に対し、現在(昭和五十六年一月末)までに一一八五名の肉親捜しに関する調査依頼があり、そのうち四〇一名の身元が解明され、残る七八四名について調査中である。 これら孤児の肉親捜しについては、従来から身元の解明に努力をしてきたところであるが、昭和五十五年度からはこれら孤児のうち、何らかの手掛りのある者については、国費で訪日させて調査を行い、身元解明の一層の促進を図ることとしている。 更に、昭和五十六年度予算においては、これら孤児の身元解明の調査がより円滑に行えるよう調査活動費を新たに計上するなど、在日中の援護措置を強化することとしている。 船舶により、一度に多数の孤児を訪日させて
難聴幼児対策確立に関する請願 (第三三九号)	同
未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(五十一件) (第三九三・三九四・四五九・四六〇・四六一・六二四・六一五・六一六・六一七・六二六・七三三・八四七・八六九・九五二・一〇三一・一〇八八・一五三・一一五四・一二〇四・一二〇五・一二〇六・一二二〇・一二六五・一二八〇・一二八一・一	同
調査を行うことについては、十分な成果を得るうえにおいて困難なものと考えられるが、今後の方法については、今回実施する調査の成果を見極めたうえで検討してまいりたい。 一 難聴幼児の出現率を全国にわたり調査することは、プライバシー保護の観点や技術的な面等様々な困難な問題がある。政府としては、現在難聴幼児の早期発見、早期療育体制の一層の整備を図るため、医療機関を中心に難聴幼児の発見の時期・場所、障害の種類、程度及び治療・訓練の内容などの調査研究を進めているところである。 二 難聴幼児の早期療育については、昭和五十年から児童福祉法上の施設として新たに「難聴幼児通園施設」を設け、指導訓練の強化を図っているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。 引揚者に対しては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施し、更に、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。 このほか、帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育、職業訓練、職業紹介、住宅のあつせん等を行っており、また、生	

五二四・一七二五・一七二六・一
九二八・一九二九・一九三〇・一
九三一・二〇七七・二〇七八・二
〇九一・二二八二・二二八三・二
二八五・二三〇三・二四〇七・二
四四五・二五五九・二七一九・二
七二〇・二七二一・二七二二・二
七二三・二七五四・二八三六・二
八三七・二八三八号)

学童保育の制度化等に関する請願
(二十七件) (第五九〇・五九一・

五九二・五九三・五九四・五九五・
五九六・五九七・五九八・五九九・
六〇〇・六〇一・一七四四・一七
四五・一七四六・一七四七・一七
四八・一七四九・一七五〇・一七
五一・一七五二・一七五三・一七
五四・一七五五・一八五八・二〇
二八・二〇三五号)

同

活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において環境に見合った現実的な生活設計のもとに、一日も早く安定した社会生活が営まれるよう措置しているところである。

今後においても、更に、これらの定着化対策の充実強化を図つてまいりたい。

一 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に

対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措施として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

二 児童厚生施設については、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図つてきているところであるが、昭和五十六年度においても、児童館・児童センターをそれぞれ七〇箇所新設するとともに運営費の引上げを行うこととしている。

三 各種の社会教育活動、体育・スポーツ活動の場を提供するため、公民館、図書館等社会教育施設の整備、水泳プール等体育施設の整

社会保険診療報酬改定促進に関する請願(第七九三号)

同

戦時災害援護法制定等に関する請願(第八〇四号)

同

留守家庭児童対策の充実強化に関する請願(二件) (第一〇二四・一〇四五号)

同

備、市町村の学校体育施設開放事業の推進等に努めるとともに、子どもが安全かつ快適に利用することができる児童公園、近隣公園等の都市公園の整備を推進してまいりたい。

診療報酬の改定については、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況等を総合的に勘案して慎重に検討したい。

また、点数の改定及び新設については、中央社会保険医療協議会の意見を踏まえてその適正化に努力してまいりたい。

一 現在、戦傷病者戦没者遺族等援護法等によつて軍人軍属等に援護を行つていたが、これは国との間に一定の使用関係があつた者について、国が使用者の立場から行つていものである。

このような事情にない一般戦災者については、一般の社会保障施策の充実、強化を図つていく中で対処していくことが適当であると考えている。

二 一の趣旨から一般戦災者について特別に全国的調査を行うことは考えていない。

留守家庭児童対策については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に都市部において

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二) 第九十三回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五六

社会保険診療報酬の引上げに関する請願(二件)(第一一八二・一九三二号)	同	は児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措施として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。
健康保険による歯科医療充実に関する請願(六件)(第一一九四・二五六二・二五八九・二六二五・二六三二・二七八九号)	同	また、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図ってきているところであるが、昭和五十六年度においても、児童館・児童センターをそれぞれ七〇箇所新設するとともに運営費の引上げを行うこととしている。 今後とも、これらの児童健全育成対策の拡大充実については、努力してまいりたい。 診療報酬の改定については、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況等を総合的に勘案して慎重に検討したい。 また、点数の改定及び新設については、中央社会保険医療協議会の意見を踏まえてその適正化に努力してまいりたい。
国民健康保険組合の存続強化等に関する請願(六件)(第一八一七・二二四二・二二八四・二二八六・二四八五・二八四一号)	同	対象とする歯科健康診査及び保健指導あるいは歯科保健関係者を対象とする各種講習会等を実施し、歯科疾患の治療については、都道府県や歯科医師会が設置する口腔保健センター等に小児及び障害者を対象とする歯科治療部門を整備するといった措置を講ずるなど重点的に施策の充実を図っているところである。 また、こういった個別重点的な施策と並行して地域における歯科保健対策の推進を図るために歯科医師及び歯科衛生士を保健所の必置職員とするなど保健所における公衆衛生活動の充実を図っている。 更に、小児歯科保健医療対策の総合的な推進を図るため、現在厚生省に設置している「小児歯科保健対策検討会」においてその具体的な検討を急ぐとともに、昭和五十六年度に実施を予定している「歯科疾患実態調査」の調査結果等をもて、更に歯科保健医療体制の整備を進めることとしている。
一 国民健康保険制度の改正については、現在検討を進めている老人保健医療制度に関する法案の推移をみながら検討に着手したい。 二 国民健康保険組合臨時調整補助金については、昭和五十六年度予算において、高額療養費に対する補助を含め対前年度比一一・四パーセント増の八十八億円を予定していると		

社会保険診療報酬の合理的な改定
促進に関する請願(四件)(第二六
〇七・二六四三・二七二六・二八
一七号)

食料農業政策の確立に関する請願
(第一九六号)

農林水産
省

診療報酬の改定については、物価・賃金等の
動向、医療機関の経営状況等を総合的に勘案し
て慎重に検討したい。

ところである。

一 今後の経済社会の動向に即した食料・農業
に関する基本政策については、昭和五十五年
十月農政審議会から「八〇年代の農政の基本
方向」が答申されるとともに、同年十一月「農
産物の需要と生産の長期見通し」が閣議決定
され、その確立が図られたところである。今
後、これらを踏まえ、農業の生産性の向上を
図りつつ総合的な食料自給力の維持強化を図
ることを基本として、各般の施策を強力に推
進することとしている。

二 食糧管理制度は、国民食糧の確保と国民経
済の安定を図るという重要な役割を担ってお
り、農家経済と消費者家計とに大きなかわ
りあいを持つているので、必要な改善を図り
ながら今後とも制度の根幹は維持してまいり
たい。

また、昭和五十五年産米の政府買入価格に
ついては、食糧管理法の規定に基づき、生産
費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀
の再生産を確保することを旨として、米価審
議会の議を経て二・三パーセントの引上げを

異常気象による農作物の被害救済
措置に関する請願(第三三六号)

農業者年金制度の改正に関する請
願(第三九〇号)

同

行つたところである。

昭和五十五年の冷害等による農作物の深刻な
被害の実態にかんがみ、政府としては、被害農
家の生活安定と農業再生産の確保に万全を期す
こととし、被害の実情に応じ、災害融資制度の
適用、農業共済金の早期支払い、規格外玄米の
政府買入れ、次季作用種子の確保、被災農家の
飯米確保、被災地帯の雇用の確保等各種の救済
措置を総合的に講じてきたところである。

今回の財政再計算においては、年金財政が厳
しい状況にあることから、制度の健全な運営に
配慮しつつその充実を図るため、次の措置を講
ずることとしている。

一 経営移譲年金及び農業者老齢年金の年金額
を、農業所得の推移、国民年金における給付
改善等を勘案して引き上げるとともに、一時
金についても引上げを行うこと。

二 保険料については、農家負担の急激な増大
を緩和するため、段階的な引上げを図るこ
と。

三 特定後継者の要件のうち、その者の後継者
として指定した農業経営主(親)も農業者年金
に加入していなければならないという要件を
外すこと。

四 使用収益権の設定という形で後継者に経営
移譲された農地等について、一定の要件を満

漁港の整備促進等に関する請願
(第二四八一号)

同

たす交換、買換え等が行われたときに、経営移譲年金の支給が停止されないようにすること。

なお、その他の要望については、制度の基本的な在り方にかかわる問題もあるので、実現は困難である。

一 昭和五十六年度予算は、財政再建策の一環として、一般公共事業について対昭和五十五年比一〇〇・二パーセントの予算が計上され、漁港整備事業については、対昭和五十五年比一〇〇・三パーセントの予算を計上している。

漁港整備事業の予算の執行に当たっては、完成可能なものは、極力完成を図るとともに、沿岸漁業の基地となる漁港等に重点を置いて効率的な事業の推進に努めてまいりたい。

なお、新しい漁港整備計画の策定については、漁業の動向その他諸情勢等を勘案しつつ、その時期等を検討してまいりたい。

二(一) 昭和五十六年度における漁業集落環境整備事業については、対昭和五十五年比一二四・八パーセントの予算を計上し、事業の促進を図ることとしている。

(二) 昭和五十六年度における漁港環境整備事業については、対昭和五十五年比二〇〇・〇パーセントの予算を計上し、事業実

石炭関係諸法の強化延長及び新石炭政策の確立に関する請願(第一九七号)

通商産業省

施地区数の拡大等を図ることとしている。

三 第二次海岸事業五箇年計画は昭和五十五年で終了したので、引き続き海岸事業の計画的推進を図るため、新たに昭和五十六年度を初年度とする第三次海岸事業五箇年計画を策定することとしている。なお、その総投資規模は九千三百億円を予定しており、うち漁港海岸事業に係るものは千三百八十六億円である。

また、漁港海岸事業に係る昭和五十六年度予算は、昭和五十五年と同額を計上しており、その執行に当たっては、津波、高潮等による災害の危険性の大きい海岸及び侵食の著しい海岸に重点を置いて効率的な事業の推進に努めてまいりたい。

一 石炭関係諸法のうち、産炭地域振興臨時措置法は、昭和五十六年十一月に失効期限が到来するが、今なお、多くの産炭地域市町村において、社会的経済的疲弊の解消という同法の目的が十分には達成されていないと認められる実情にかんがみ、政府は、昨年十一月の産炭地域振興審議会の答申を踏まえ、引き続き、産炭地域振興対策の効率的な推進を図るため、その有効期間をさらに十年間延長すること等を内容とする法律案を今国会に提出しているところである。

また、他の石炭関係諸法の延長について

は、今後の石炭政策の在り方全般に関する検討の一環として石炭鉱業の実情、炭鉱離職者の実態、鉱害復旧の状況等を考慮しながら決定してまいりたい。

二 政府は、現在、昭和五十年七月の石炭鉱業審議会第六次答申の趣旨に沿ひ、石炭鉱業生産体制の改善、保安の確保、石炭鉱業の経理改善等国内炭の安定生産維持のための各般の助成策を講じている。

今後の石炭政策については、現在、石炭鉱業審議会において本年央に答申を得ることを目途に進められている審議結果も踏まえて、検討してまいりたい。

三 現在、産炭地域振興対策の内容は、産炭地域振興臨時措置法を基礎として、工場用地の造成、工業用水道の敷設等の産業基盤整備対策、地域振興整備公団による長期低利融資、国税・地方税の優遇措置等の企業誘致対策、老朽炭鉱住宅の改良、教育施設及び厚生施設の整備等の生活環境改善対策等各般にわたる充実したものとなっている。

同法は、昭和五十六年十一月に期限切れとなるため、政府は、昨年十一月の産炭地域振興審議会の答申を踏まえ、引き続き産炭地域振興対策の効率的な推進を図るべき、有効期間をさらに十年間延長すること等を内容とする法律案を今国会に提出しているところである。

また、政府は、広域的な地域発展に資する特定の事業に対する援助措置として昭和五十六年度の予算案で産炭地域振興臨時交付金制度の中に特定事業促進調整額の交付制度を創設し、産炭地域振興対策の一層の充実を図ることとしている。

四 政府は、昭和四十七年に策定した鉱害復旧長期計画に基づき、鉱害復旧の促進に鋭意努めてきたところであるが、現在なお、相当量の鉱害が残存しているものと見込まれる。このため、現在進めている全国鉱害調査の結果に基づき、残存鉱害量の見直しを行うとともに、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の期限切れ後の措置を含めた今後の鉱害政策の在り方について検討してまいりたい。

五 近年、石炭鉱業における合理化離職者は減少してきているが、その再就職はなお容易でない状況にあるので、政府は、引き続き炭鉱離職者対策を鋭意推進してまいりたい。

六 政府は、産炭地域地方公共団体に対する財政援助措置として、産炭地域振興臨時措置法第十条の規定に基づく地方債の利子補給、財政疲弊の特に著しい同法第六条の市町村に対する特例を含めた同法第十一条の規定に基づく国庫補助率の引上げ、産炭地域振興臨時交付金の交付、地方交付税による措置等各般の手厚い施策を講じているところである。

また、政府は、昭和五十六年度の予算案で産炭地域振興臨時交付金制度の中に、広域的な地域発展に資する特定の事業に対する援助措置として特定事業促進調整額の交付制度を創設し、産炭地域市町村に対する地方財政援助の一層の充実を図ることとしている。

七 現在、石特会計の石炭勘定は、原重油関税を原資としており、政府は、その中で所要の財源を確保しつつ、国内石炭鉱業の合理化・安定対策、産炭地域振興対策、鉱害復旧対策等を推進しているところである。

今後の石炭対策の検討に当たっては、これらに要する財源の確保についても、あわせて検討することとしたい。

一 政府は、産炭地域の経済的社会的疲弊を解消するため、これまで産炭地域振興臨時措置法を基礎として、産炭地域における産業基盤整備対策、企業誘致対策、生活環境改善対策等各般の施策を講じてきており、その結果、現在までのところ、産炭地域の振興は相応の成果を収めつつある。しかしながら、今日なお、多くの産炭地域市町村においていまだ、経済的社会的疲弊が十分には解消されていないと認められる実情にかんがみ、政府は、昨年十一月の産炭地域振興審議会の答申を踏まえ、引き続き産炭地域振興対策の効率的な推進を図るため、産炭地域振興臨時措置法の有

産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(五件)
(第一六五三・一七三一・一八八一・二〇二九・二二八九号)

同

効期間をさらに十年間延長すること等を内容とする法律案を今国会に提出しているところである。

二 また、他の石炭関係五法の延長については、今後の石炭政策の在り方全般に関する検討の一環として、石炭鉱業の実情、炭鉱離職者の実態、鉱害復旧の状況等を考慮しながら決定してまいりたい。

一 政府は、産炭地域の経済的社会的疲弊を解消するため、これまで産炭地域振興臨時措置法を基礎として、産炭地域における産業基盤整備対策、企業誘致対策、生活環境改善対策等各般の施策を講じてきており、その結果、現在までのところ、産炭地域の振興は相応の成果を収めつつある。しかしながら、今日なお、多くの産炭地域市町村においていまだ、経済的社会的疲弊が十分には解消されていないと認められる実情にかんがみ、政府は、昨年十一月の産炭地域振興審議会の答申を踏まえ、引き続き産炭地域振興対策の効率的な推進を図るため、産炭地域振興臨時措置法の有効期間をさらに十年間延長すること等を内容とする法律案を今国会に提出しているところである。

二 また、他の石炭関係五法の延長については、今後の石炭政策の在り方全般に関する検討の一環として、石炭鉱業の実情、炭鉱離職

産炭地域振興臨時措置法等の強化
延長に関する請願(二件)(第一二六・一二七号)

中小企業専任大臣の設置に関する
請願(二件)(第一〇二五・一〇八
九号)

同

者の実態、鉱害復旧の状況等を考慮しながら
決定してまいりたい。

中小企業は、国民経済の活力の源泉であり、
政府は、中小企業対策の充実を最重要課題の一
つとして、従来からその拡充強化に最大の努力
を払ってきたところである。

中小企業行政の運営は、中小企業庁及び関係
行政庁において緊密な連絡をとりつつ、通商産
業大臣の下に総合的かつ機動的に実施されてい
るところであり、通商産業大臣は、中小企業の
振興及び指導を担当する大臣として、総合的な
中小企業対策の実施に努めているところであ
る。(参考参照)

したがって、中小企業行政を専門に担当する
国務大臣を新たに設置することは、考えていな
い。

(参考)

通商産業省設置法(抄)

第三条 通商産業省は、次に掲げる国の行政事
務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行
政機関とする。

第九号 中小企業の振興及び指導

中小企業庁設置法(抄)

第三条第二項 中小企業庁は、中小企業に関
係がある事項に関し、行政庁に対し報告又
は資料の提出その他必要な協力を求め、且
つ、行政庁に対し意見を述べることができ

岩手県における国鉄不通区間の早
期復旧に関する請願(第七八一号)

運輸省

る。

一 岩泉線については、昭和五十五年八月二十
七日に大雨により発生した斜面崩壊のため下
刈屋陸橋第二橋脚(茂市・岩手刈屋間)が破損
し、同日一部区間の列車運転を休止した。バ
ス代行輸送を実施しつつ、橋脚を改築して、
十一月四日に運転を再開した。

二 久慈線については、昭和五十五年八月十七
日に大雨のため盛土区間(久慈・陸中野田間)
が一か所崩壊したため、応急復旧して八月十
九日列車運転を再開したが、大雨により八月
二十八日再度同区間で盛土が数か所崩壊した
ため運転を休止した。バス代行輸送を実施し
つつ、復旧工事を行い、十一月二十八日運転
を再開した。

三 宮古線については、昭和五十五年八月二十
九日に大雨のため一の渡トンネル(一の渡・
佐羽根間)が一部変形・破損したので九月二
日から列車運転を休止した。バス代行輸送を
実施しつつ、トンネルを改築して、昭和五十
六年一月三十日運転を再開した。

多摩市の手小荷物配達区域指定に
関する請願(第一一四六号)

同

多摩市周辺の手小荷物配達区域の指定につい
ては、鉄道事業者等の関係者の間において協議
を進めているところであるが、政府としては引
き続き関係鉄道事業者に対し、積極的に対処す
るよう指導してまいりたい。

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(二十四件)(第七二八・七六三・七六四・七九〇・七九一・七九四・七九五・八三五・八四四・八五八・八六七・九六二・九七八・九七九・一〇三二・一〇三五・一〇九〇・一二七六・一七九二・一九二二・一九二三・二〇七三・二七三八・二八三三号)	同	一 国鉄職員(旧雇員等)の身分を保有したまま旧陸海軍の部隊に配属された者(以下「外地派遣者」という。)の外地派遣期間について、旧軍人に対する加算年と同様な制度を設けることについては、共済年金制度の根本にふれることになるほか、その社会保険的な性格や他の類似制度との均衡の面からみても問題があるところであり、新たに加算年の制度を設けることは適当でないと考える。 二 外地派遣者に対する処遇の改善については、既に、昭和四十二年三月十日付けの国鉄部内通達をもつて、所定の措置が講ぜられているところであり、今後、更に慰労金を給付する等の措置を講ずる考えはない。 なお、参考までに申し添えると、旧日赤救護看護婦に対する慰労給付金支給の場合は、共済制度等による退職年金等の給付の算定期間とされていない戦地勤務期間を対象としているものであつて、本件請願のように、その算定期間の対象とされている戦地勤務期間に対する割増しを要望しているものとは基本的に異なるものである。
有線音楽放送の正常化に関する請願(六件)(第二五〇五・二五〇六・二五八一・二六〇五・二六〇六・二七二七号)	郵政省	有線音楽放送の正常化については、これまで業界団体及び大手事業者に対して再三にわたり注意指導を行うとともに、特に悪質な事業者に対しては告発等を行つてきたところであるが、違法行為は、あとを断たない状況である。
労働行政体制確立に関する請願(七件)(第一一二五・一二七二・一四〇九・一五一四・一五三四・一八六六・二七五六号)	労働省	政府としては、このような状態をそのまま放置しておくわけにはいかないので、有線音楽放送事業に対する基本的姿勢を明確にし、法を無視して業務を営む事業者に対して今後とも厳しく指導、監督を行うこと等をもつて有線音楽放送の正常化を図つてまいりたい。 一 労働行政の充実とその他の増員については、従来から鋭意努めてきているところであるが、今後とも財政事情等の厳しい中において行政需要の増大に対応し、国民の期待に応える行政体制の充実強化を図るため、必要な増員に努めるとともに、行政事務の簡素化、能率化、人員の適正配置、より効率的な行政手段の開発・採用を図り、行政能力の向上に努めてまいりたい。 二 新規業務の導入に当たつての人員及び予算の確保については、行政サービスの低下を来たさないよう従来から努力してきたところであるが、今後とも十分配慮してまいりたい。
国立療養所邑久光明園及び長島愛生園の所在する離島長島・本土間架橋実現に関する請願(二十五件)(第二一二三・五八・六三・七四・七八・七九・九一・九二・一〇二・一一九・一六八・一九四・二五三・一〇七二・一三三四・一	建設省	邑久町長島は、島全体が厚生省所管の医療施設として、多年にわたり使用されており、その施設の整備については、厚生省、岡山県衛生部等において、検討されてきたところであり、特に架橋については、地元三者協議会(厚生省、岡山県、邑久町)において、架橋位置、総工事費及び費用負担等の諸問題について、検討され

四四四・一五二〇・一五二一・一五六・一九二一・二〇七二・二四三・二二八七・二二八八号)

中央自動車道長野線の建設促進に
関する請願(二件)(第一〇二六・
一〇八五号) 同

道路財源の強化に関する請願(二
件)(第一〇二八・一〇四七号) 同

ていると聞いている。

これを建設省所管の道路事業として実施する
場合には、道路管理者となるべき者(県知事、
若しくは邑久町長)の道路法上の路線認定行為
が必要であるが、現在道路法上の道路として路
線認定されていない。

政府としては、それらの結果をまつて、検討
することとした。

中央自動車道長野線岡谷～須坂間七十九キロ
メートルについては、昭和四十八年十月に全線
の整備計画が決定したが、塩尻地区において路
線問題が生じ、県、市等との調整に時間を要
し、岡谷～塩尻北間十八・二キロメートルを昭
和五十三年十二月に、塩尻北～豊科間十八・八
キロメートルを昭和五十五年六月にそれぞれ路
線発表をした。現在、地元との設計協議を中心
に事業を進めており、今後とも、用地の取得
等、鋭意、事業の促進を図つてまいりたい。
残る豊科～須坂間については、現在、日本道
路公団で事業実施のための諸調査を進めている
ところであり、事業の推進に努めてまいりた
い。

地方公共団体の道路財源については、逐次そ
の充実が図られ、現在、地方道路譲与税ほか四
税が道路特定財源とされている。

また、昭和五十四年六月からは、第八次道路

大都市地域を重点に公共賃貸住宅
の建設促進に関する請願(二件)
(第一七二七・二六三八号) 同

整備五箇年計画の遂行のため、地方道路税及び
軽油引取税の税率の二五パーセント引き上げ等
が行われたところである。

地方における道路整備水準、道路整備に対す
る地域の要望等をふまえ、今後とも地方公共団
体における道路財源の確保を図つてまいりた
い。

政府は従来より、公営住宅、公団賃貸住宅等
公共賃貸住宅の建設の促進を図るため、種々の
対策を講じてきたところであり、昭和五十五年
度においても、住宅用地関連公共施設整備促進
事業の大幅な拡充を図るとともに、公営住宅に
ついての用地費起債単価の引上げ、公団住宅に
ついての関連公共公益施設立替施行制度の対象
施設の拡大等の措置を講じているところであ
る。

また、昭和五十五年七月の住宅地審議会の
「新しい住宅事情に対応する住宅政策の基本的
体系についての答申」において、居住水準の改
善に遅れのみられる大都市地域を中心に、公共
賃貸住宅の供給の的確化に努めるべきとの提言
が行われており、今後とも本答申の趣旨を踏ま
えつつ、公共賃貸住宅の供給の促進に努めてま
いりたい。

昭和五十六年七月三日 参議院会議録追録(その二)

第十三号(その一)中正誤

ベシ 段行 誤

四二五 ども

六三七 グリーン

ども
グリーン

第十四号(その一)中正誤

ベシ 段行 誤

八三八 審議

審査

第十六号中正誤

ベシ 段行 誤

五一三 大担

大担

第十七号中正誤

ベシ 段行 誤

二一七 今度

今後

第十八号中正誤

ベシ 段行 誤

七三六 放撃

七三二 支援

七三五 ですか

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

七三二 通の

第二十二号中正誤

ベシ 段行 誤

五四三 力位

方位

正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
一〇〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五五二六(六代)
〒105